

第2期
西脇市子ども・子育て支援事業計画
(案)

令和2年〇月
西 脇 市

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景・趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例の制定	4
第2章 西脇市の子どもを取り巻く状況	8
1 市の現状	9
2 アンケート調査の結果概要	19
3 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価	38
4 第2期計画に向けた課題	41
第3章 計画の基本的な考え方	44
1 計画の基本理念	45
2 計画の基本目標	46
3 計画の体系	48
第4章 施策の展開	49
基本目標Ⅰ 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり	50
1 安心できる相談支援体制の充実	
2 わかりやすい子育て情報の発信	
3 母子保健及び健康づくりの充実	
4 子どもの健やかな心身の育成	
基本目標Ⅱ 子どもの社会参加の促進	54
1 子どもの意見表明の機会確保	
2 地域における社会活動の機会確保	

基本目標Ⅲ 地域社会における子ども・子育て支援の充実	55
1 子どもの居場所づくりの推進	
2 子どもと親が学び、育ち合う環境づくり	
3 地域の人に関わる子育て支援体制の推進	
4 子どもの安全と安心の確保	
基本目標Ⅳ 仕事と子育てを両立できる環境づくり	59
1 仕事と子育てが両立できる就労環境の整備	
2 仕事と家庭生活の調和の実現に向けた啓発	
3 仕事と子育てが両立できる保育の提供の充実	
基本目標Ⅴ 子どもを守る仕組みづくり	61
1 児童虐待防止対策の推進	
2 いじめ防止対策の推進	
3 発達に支援が必要な子どもを対象とした施策の推進	
4 ひとり親家庭への支援の充実	
5 経済的困難を抱える家庭への支援【子どもの貧困対策推進計画】	
評価指標の設定	68

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の 見込みと確保方策、実施時期	70
1 教育・保育提供区域の設定	71
2 人口の見込み	72
3 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育	73
4 地域子ども・子育て支援事業	77

第6章 計画の推進	89
1 計画の推進体制	90
2 計画の進捗管理	90



第 1 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景・趣旨

我が国の急速な少子高齢化の進行は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖など、子どもと家



庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、国では、平成24（2012）年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27（2015）年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

西脇市（以下「本市」という。）においては、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27（2015）年3月に「西脇市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの最善の利益」が実現する社会を目指し、次代を担う全ての子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう取組を進めてきました。

また、令和元（2019）年9月に「西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例」を制定し、地域社会が一体となって、安心して子どもを育て、子どもが夢を持って笑顔で健やかに成長することができるまちづくりを推進していくこととしています。

この度、「西脇市子ども・子育て支援事業計画」が令和元（2019）年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を展開するため「第2期西脇市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画等と連携しながら、子ども・子育て支援施策の総合的な推進を目指します。

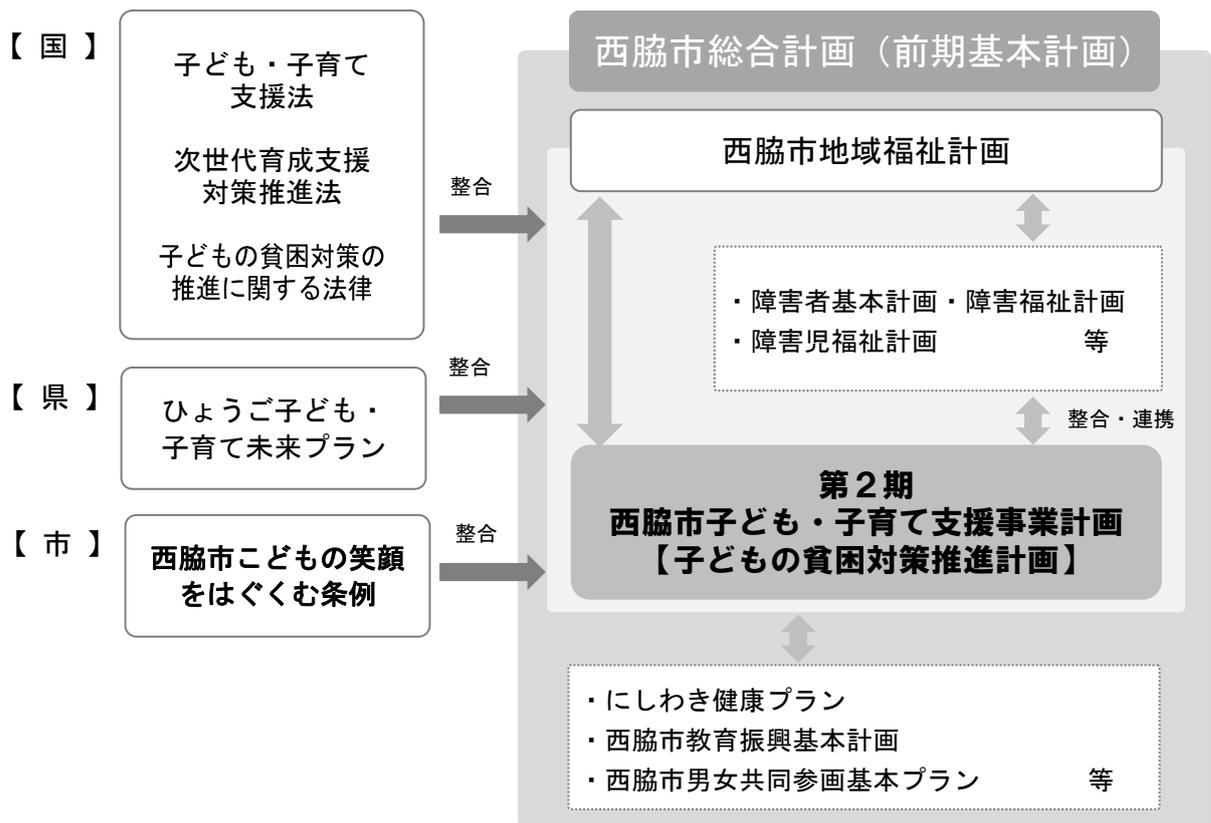
2 計画の位置付け

本計画は、西脇市地域福祉計画の子ども分野に係る個別計画と位置付けられ、市の今後の子育て・子育て支援施策の具体的な方向や取り組む内容について定めるものです。

また、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づく子ども・子育て支援事業計画、「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画として位置付けられるものです。

さらに、上記法律等に基づく計画のほか、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案した子どもの貧困対策に関する市の方針としての位置付けを含むものです。

なお、子どもの育ちと子育て支援を推進する総合的な計画として、「西脇市総合計画（前期基本計画）」をはじめ、「西脇市地域福祉計画」等の上位・関連計画や「西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例」との整合性・連携を図りながら施策の総合的な展開を図ります。



3 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づき、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において本計画の見直しを行うものとします。

近年、核家族化や人間関係、地域とのつながりの希薄化などにより、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。子育てに不安や負担を感じる家庭が増え、場合によっては児童虐待につながるなど、子どもの健やかな成長に大きな影響を与えています。

国では、平成6（1994）年、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に批准しました。この条約では、①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、④参加する権利の大きく4つの権利がうたわれています。

本市においても、安心して子どもを育て、子どもが夢を持って笑顔で健やかに成長することができるまちづくりを推進するため、この条約を踏まえ「西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例」を制定しました。

今後、この条例の周知を図るとともに、保護者や学校園などの関係者だけでなく、地域社会が一体となって、子どもや子育て家庭を支援することで、子どもが笑顔で、そして子育て家庭が安心して子育てを行うことができるまちづくりを進めていきます。

【西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例 全文】

西脇市は、豊かな自然に恵まれ、歴史、文化を大切にしながら、播州織や播州釣針、黒田庄和牛などの特色ある産業や特産品を育んできました。こどもたちは、これらを誇りに思い、この地とここに暮らす人々に安心と優しさを感じています。

しかしながら、近年、核家族化や人間関係、社会意識の希薄化等が進行し、子育て環境の悪化による虐待などが社会問題となっています。

私たちは、こどもたちが社会の大切な一員であることを改めて認識し、こどもたちの今を、そして、その成長を、保護者ととも地域全体で見守り、支えていく必要があります。

こどもたちは、一人ひとりがかげがえのない存在です。その笑顔が全ての市民の笑顔につながり、その健やかな育ちは、全ての市民の幸せな暮らしへとつながります。そして、その存在が西脇市の未来を創っていきます。

こどもたちの幸せは、全ての市民の願いです。私たちは、ここに、安心して子育てができる社会、そして、地域の宝であるこどもたちが、その人権が尊重され、夢を持って笑顔で健やかに育つことができる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、本市におけるこども及び子育て家庭の支援に関し基本理念を定め、保護者、市民（こどもを除く。以下同じ。）、学校園等関係者及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、安心して子どもを育て、こどもが夢を持って笑顔で健やかに育つことができる社会の実現を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者及び社会的にその成長への支援が必要であると認められる者をいう。
- (2) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親その他親に代わって子どもを養育する者をいう。
- (3) 学校園等関係者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する施設その他子どもが学び、育つことを目的とする施設の関係者をいう。

(基本理念)

第3条 子ども及び子育て家庭の支援は、次に掲げる事項を基本理念として、地域社会全体で推進しなければならない。

- (1) 子どもの人権が尊重され、その思い及び意見が大切にされるとともに、年齢及び成長に応じた最善の利益が考慮されること。
- (2) 保護者が、自信を持って子どもと向き合い、愛情を持って育て、その成長に喜びを実感することができること。
- (3) 保護者、市民、学校園等関係者、事業者及び市が、それぞれの役割又は責務を自覚し、主体的に取り組むとともに、関係機関とも相互に連携し、協働すること。

(保護者の役割)

第4条 保護者は、子育ての第一義的責任を有すること及び家庭が子どもの人格形成に大きな影響を与えることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもが心身ともに健やかに成長し、安らぐことができる家庭環境づくりを行うこと。
- (2) 子どもが豊かな人間性を育むとともに社会性を身に付けることができるよう、その成長を見守り支えること。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域の子どもたちに関心を持ち、子どもが地域との関わりの中で、健やかに育つ環境づくりに努めるものとする。

2 市民は、子どもの育ちを支援する取組に協力するよう努めるものとする。

(学校園等関係者の役割)

第6条 学校園等関係者は、子どもが安心して育ち、学べる環境づくりに努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、就労環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、子どもの育ちを支援する活動に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、子ども及び子育て家庭の支援に関する総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。

2 市は、保護者、市民、学校園等関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、これらの者に対して必要な支援及び調整を行うものとする。

(切れ目のない子育て支援)

第9条 市は、保護者が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つことができるよう、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階に応じた保健、医療、教育、福祉等に係る切れ目のない支援を行うものとする。

（子どもの社会参加の促進）

第10条 市は、子どもが社会の一員として、自分の意見を表明できる場並びに社会に参加する機会を設けるものとする。

（相談支援体制の充実）

第11条 市は、子ども及び子育て家庭が抱える様々な悩みに対して、安心して利用できる相談支援体制の充実を図るものとする。

（支援が必要な子ども及び子育て家庭への取組）

第12条 市は、障害、虐待、いじめ、不登校、経済的困難等を理由とした支援を必要とする子ども及びその家庭に対し、子どもの状況及び置かれた環境に応じた支援を行うものとする。

2 市は、虐待、いじめ等の防止及び早期発見に取り組むものとする。

（地域における子育て支援）

第13条 市は、子どもが地域との関わりの中で健やかに育つことができるよう、子ども及び子育て家庭と市民との交流を促進し、地域における学びの機会の充実を図るとともに、市民活動の支援を行うものとする。

（子どもの居場所づくりの推進）

第14条 市は、子どもが安心して過ごし、遊び、学び及び活動することができる居場所づくりを推進するものとする。

（安全で安心な環境づくり）

第15条 市は、交通安全対策及び防災・防犯対策を講ずるなど、子どもにとって安全で安心な環境づくりを行うものとする。

（仕事と子育ての両立支援）

第16条 市は、働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、家庭生活との調和のとれた働き方等の啓発及び保育の提供等の充実を図るものとする。

（広報及び啓発）

第17条 市は、子ども及び子育て家庭の支援について、子ども、保護者、市民、学校園等関係者及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

（財政上の措置）

第18条 市は、子ども及び子育て家庭の支援に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例イメージ

保護者

- ・子育ての第一義的責任を有すること及び家庭がこどもの人格形成に大きな影響を与えることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努める。
- (1) こどもが心身ともに健やかに成長し、安らぐことができる家庭環境づくりを行う。
- (2) こどもが豊かな人間性を育むとともに社会性を身に付けることができるよう、その成長を見守り支える。



市民（地域・子ども会・NPO等）

- ・地域の子どもたちに関心を持ち、こどもが地域との関わりの中で、健やかに育つ環境づくりに努める。
- ・こどもの育ちを支援する取組に協力するよう努める。

こども⇒笑顔 子育て家庭⇒安心



学校園等関係者

（小中高校・子ども園等）

- ・こどもが安心して育ち、学べる環境づくりに努める。



関係機関

警察
児童相談所
医療機関 等

関係協議会

青少年問題協議会
要保護児童対策
地域協議会
民生委員児童委員連合会
等

市

- ・こども及び子育て家庭の支援に関する総合的かつ計画的な施策を実施する。
- ・保護者、市民、学校園等関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、これらの方に対して必要な支援及び調整を行う。

事業者（企業・商工会・組合等）

- ・職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、就労環境の整備に努める。
- ・こどもの育ちを支援する活動に協力するよう努める。





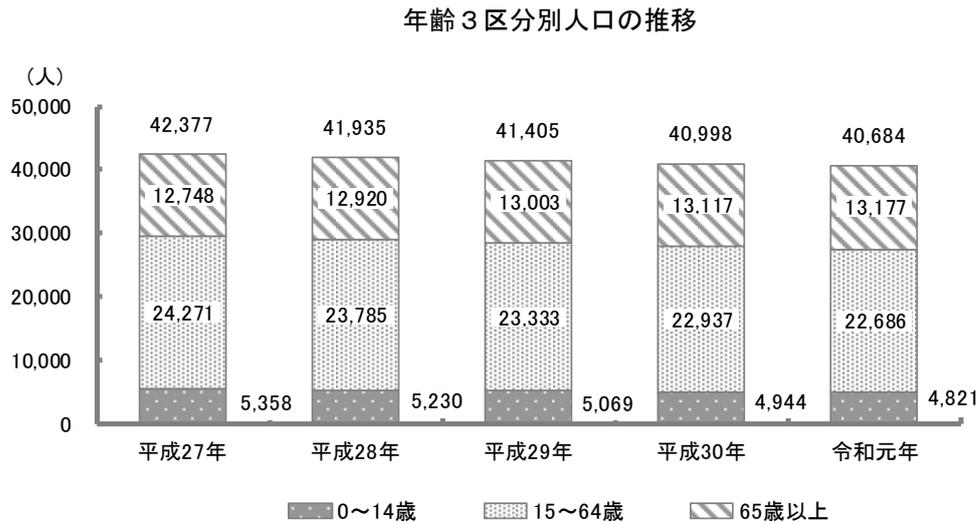
第2章 西脇市の子どもを取り巻く状況

1 市の現状

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

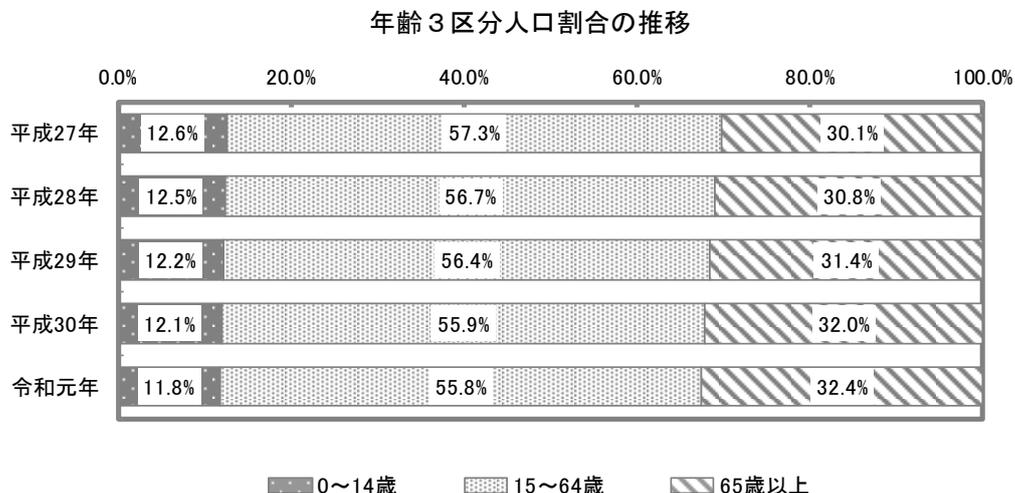
年齢3区分別人口の推移をみると、平成27（2015）年の42,377人以降、年々減少傾向となっており、平成31（2019）年には40,684人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢3区分人口割合の推移

年齢3区分人口割合の推移をみると、0歳から14歳までの割合が減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者人口の割合については増加傾向となっており、少子高齢化が徐々に進行しています。

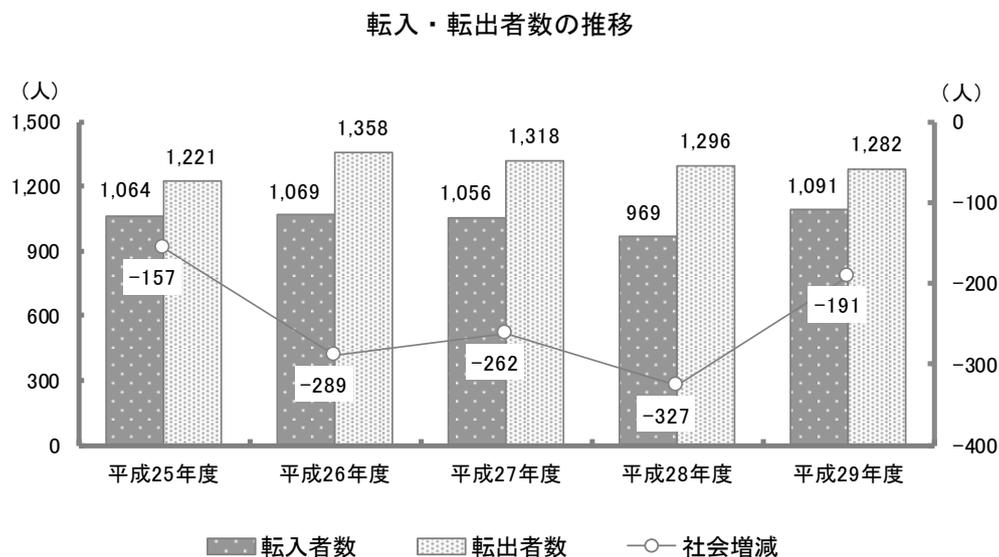


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 人口動態

① 転入・転出者数の推移

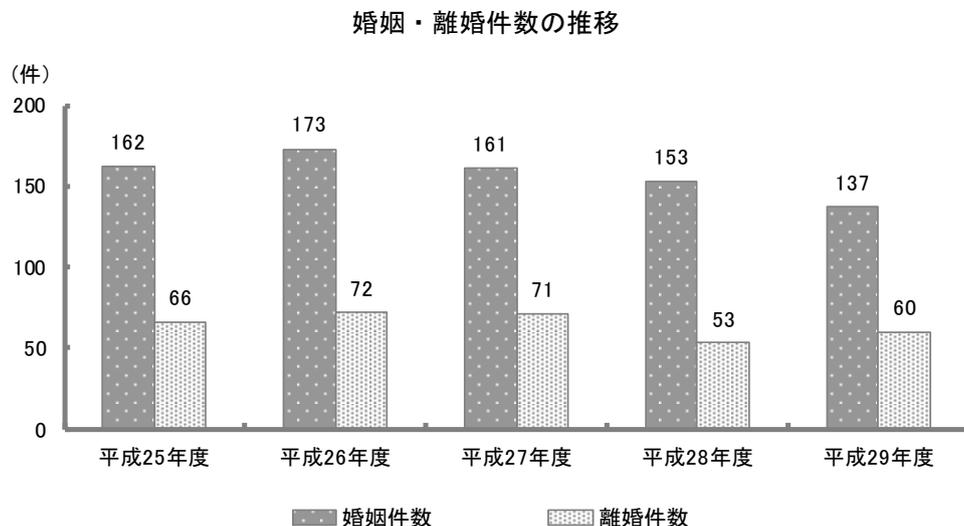
転入・転出者数の推移をみると、過去5年間ではいずれも転出者数が転入者数を上回っており、人口減少の要因となっています。



資料：平成30年版西脇市統計書

② 婚姻・離婚件数の推移

婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数については、平成26（2014）年度までは増加傾向で推移していましたが、平成29（2017）年度にかけて年々減少しています。また、離婚件数については、平成28（2016）年度にやや減少したものの横ばいとなっています。

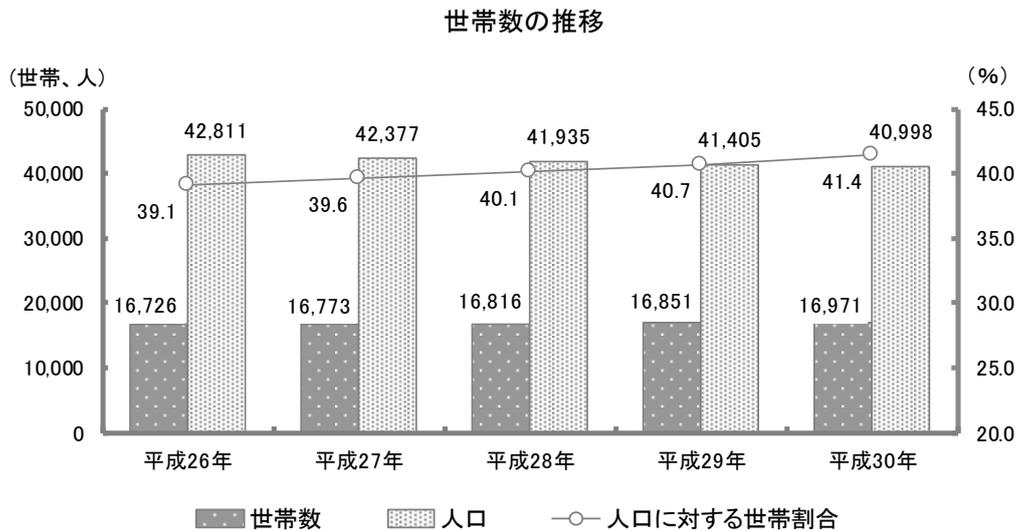


資料：平成30年版西脇市統計書

(3) 世帯の状況

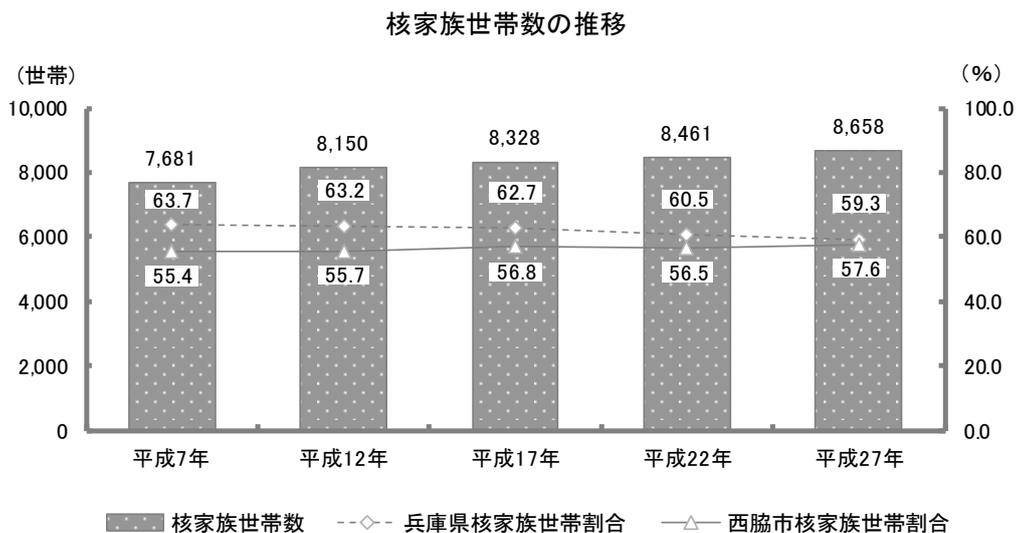
① 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、総人口が減少する一方で、世帯数は年々増加しており、平成30（2018）年には16,971世帯となっています。人口に対する世帯数の割合をみると、やや増加傾向があります。



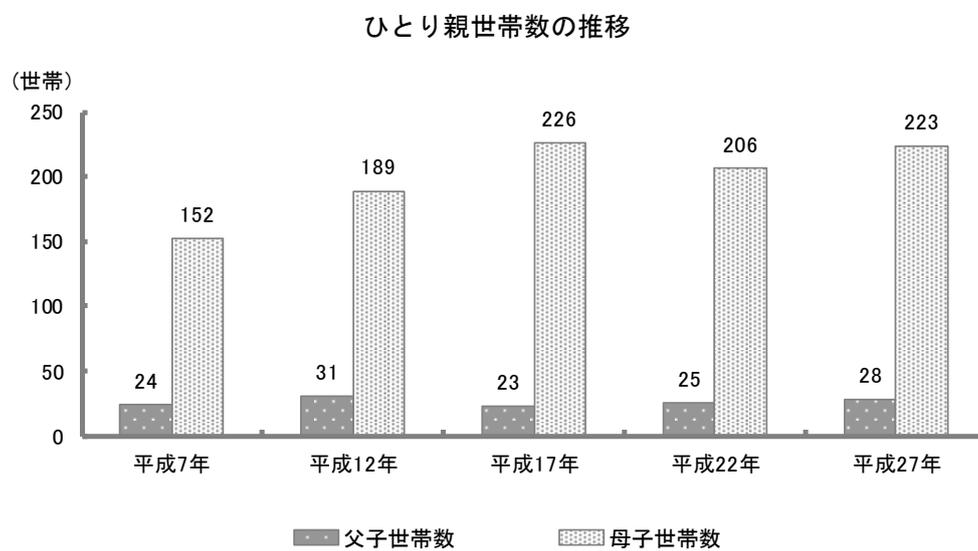
② 核家族世帯数の推移

核家族世帯数の推移をみると、増加傾向にあります。総世帯数に対する核家族世帯数の割合は県全体の割合よりも低くなっています。



③ ひとり親世帯数の推移

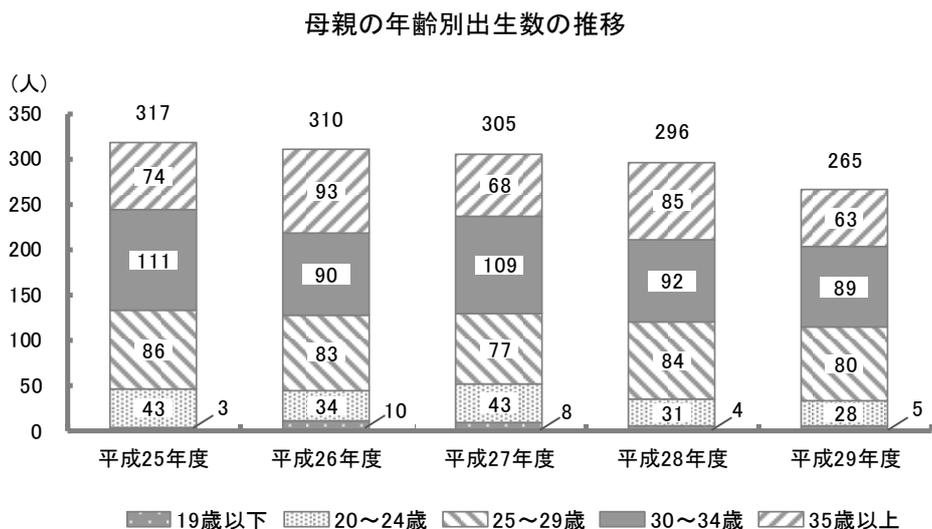
ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は平成17（2005）年まで増加を続け、平成22（2010）年に減少したものの、200世帯以上となっています。父子世帯は、20世帯から30世帯前後で推移しています。



(4) 出生の状況

① 母親の年齢別出生数の推移

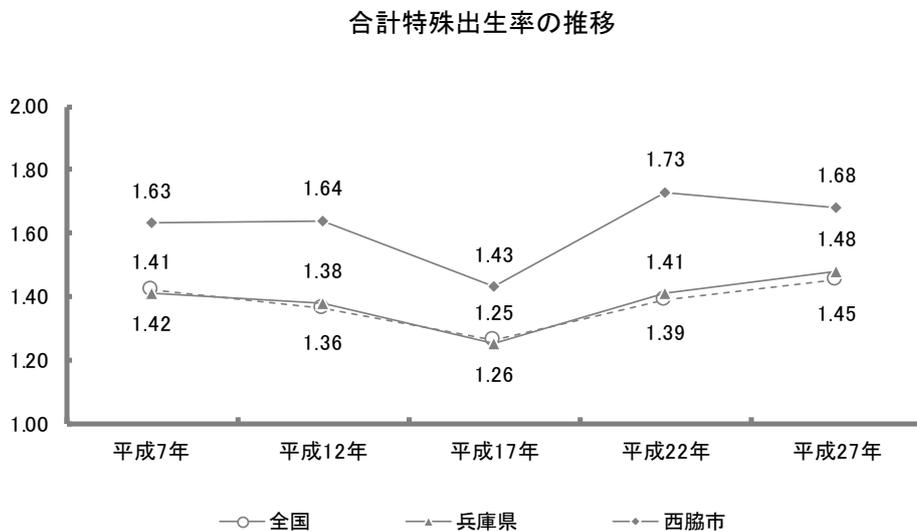
母親の年齢別出生数の推移をみると、出生数は年々減少傾向にあり、平成29(2017)年度には265人となっています。母親の年齢別出生数の推移をみると、25歳から29歳まで、30歳から34歳までの出産が多いことがわかります。また、20歳から24歳の出産が減少しています。



資料：保健統計年報

② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、全国や県と比較しても高くなっています。平成17(2005)年に減少しましたが、その後高水準を保っています。

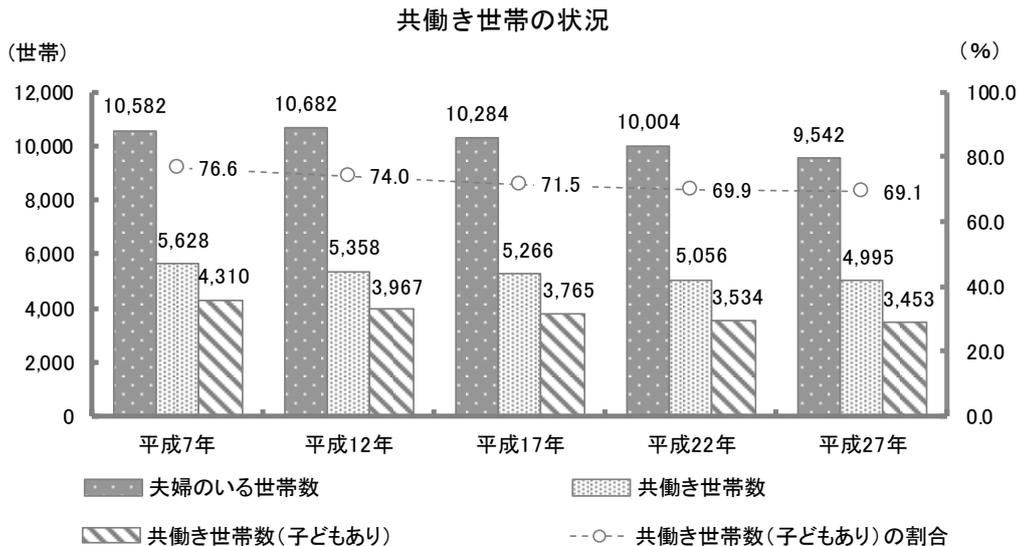


資料：平成29年保健統計年報

(5) 就業の状況

① 共働き世帯の状況

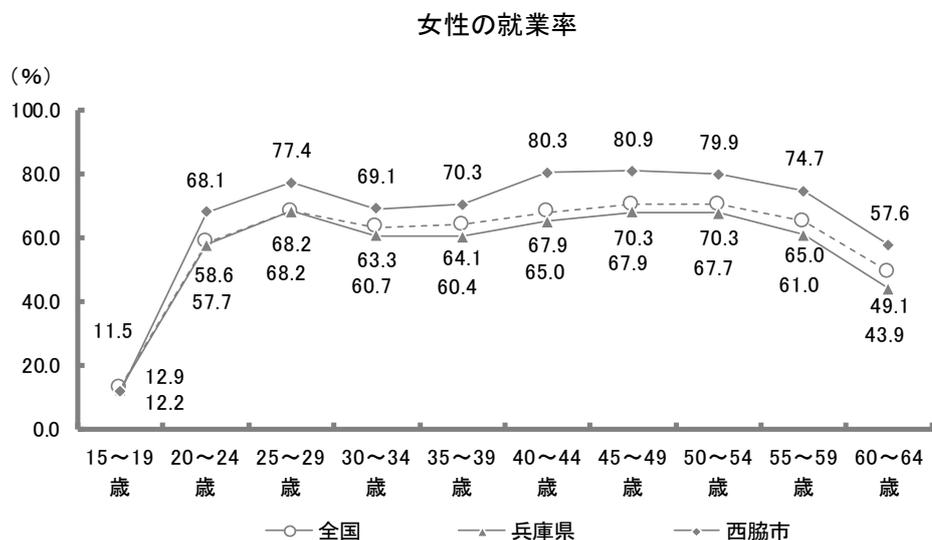
共働き世帯の状況を見ると、夫婦のいる世帯が平成12（2000）年まで増加、その後減少に転じている一方で、共働き世帯、子どものいる共働き世帯は、平成7（1995）年から平成27（2015）年まで継続して減少しています。共働き世帯のうち子どもがいる世帯の割合は平成7（1995）年では76.6%でしたが、平成27（2015）年には69.1%まで減少しています。



資料：国勢調査

② 女性の就業率

女性の就業率を見ると、平成27（2015）年では全国や県と比較して20歳以降全ての年代で、全国や県を上回っています。特に子育てが一段落すると考えられる40歳以上の女性が労働力として戻ってくる傾向がみられます。



資料：国勢調査（平成27年）

(6) 家庭児童相談の状況

家庭児童相談件数の推移をみると、虐待の相談件数が年々増加傾向にあります。

家庭児童相談件数の推移

単位：件数，%

	養護		保健		障害		非行		育成		その他		計	
	(内 虐待)	構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
平成30年度	129 (内35)	24.7	1	0.2	97	18.6	7	1.3	282	54.0	6	1.2	522	100.0
平成29年度	85 (内27)	15.9	3	0.6	94	17.5	12	2.2	332	61.9	10	1.9	536	100.0
平成28年度	90 (内18)	16.7	1	0.2	136	25.2	3	0.6	308	57.1	1	0.2	539	100.0
平成27年度	83 (内12)	16.8	1	0.2	150	30.3	3	0.6	256	51.7	2	0.4	495	100.0
平成26年度	77 (内13)	16.0	2	0.4	134	27.9	1	0.2	267	55.5	0	0.0	481	100.0

資料：こども福祉課

※()は内数

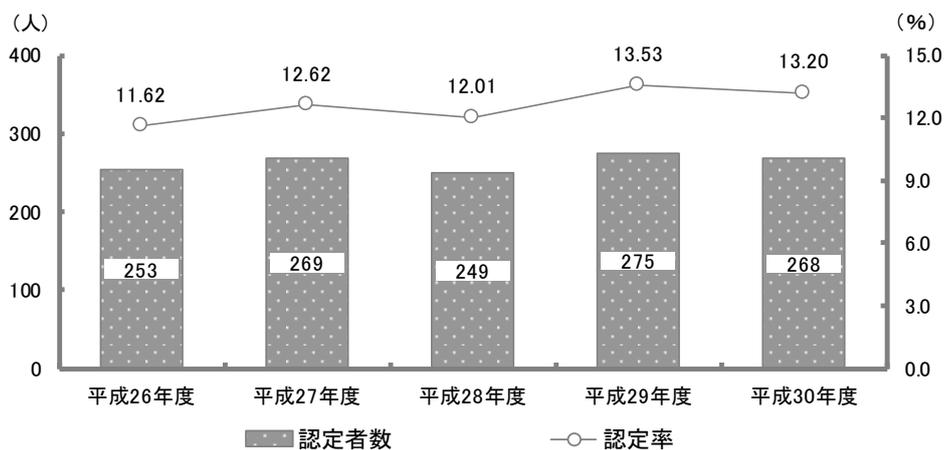
家庭児童相談の種別及び主な内容

種別	内容
養護相談	父又は母等保護者の家出、死亡、離婚等による養育困難、虐待等の子どもに関する相談
保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、その他疾患（精神疾患含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	肢体不自由、視聴覚、言語発達障害、重症心身障害、知的障害、自閉症等の症状を有する相談
非行相談	虚言、家出、乱暴、性的逸脱等のぐ犯、飲酒、喫煙等の相談
育成相談	人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、家庭内暴力、不登校、遊びやしつけ等に関する相談
その他	上記に属さない相談

(7) 要・準要保護就学援助事業支給額認定者数推移

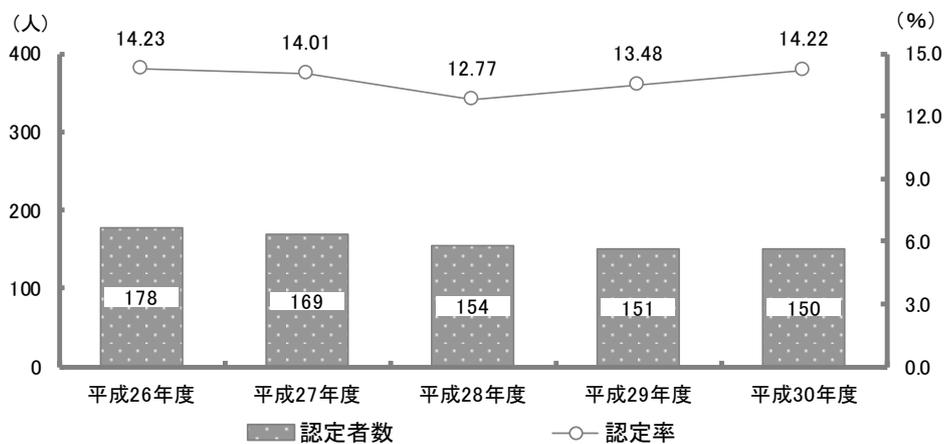
要・準要保護就学援助事業支給額認定者数と認定率の推移をみると、小学生・中学生ともにほぼ横ばいになっており、平成30(2018)年度の認定者数は小学生で268人、中学生で150人となっています。

要・準要保護就学援助事業支給額認定者数推移（小学生）



資料：教育総務課

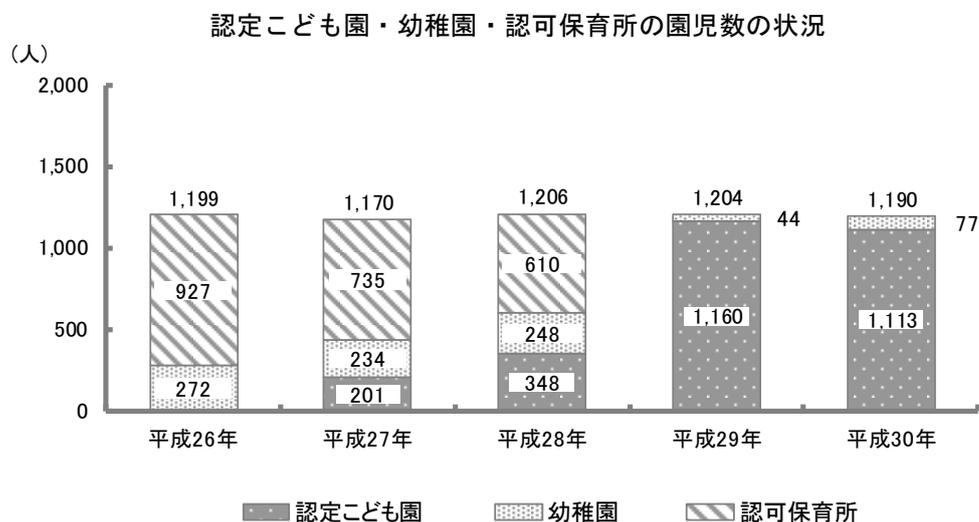
要・準要保護就学援助事業支給額認定者数推移（中学生）



資料：教育総務課

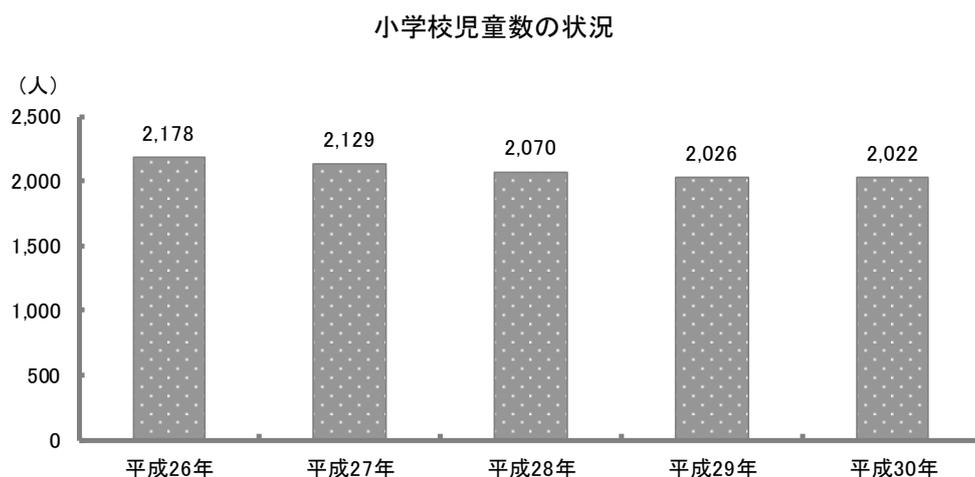
(8) 認定こども園・幼稚園・認可保育所の状況

認定こども園・幼稚園・認可保育所の園児数の状況をみると、平成26（2014）年からほぼ横ばいで、平成30（2018）年は1,190人となっています。



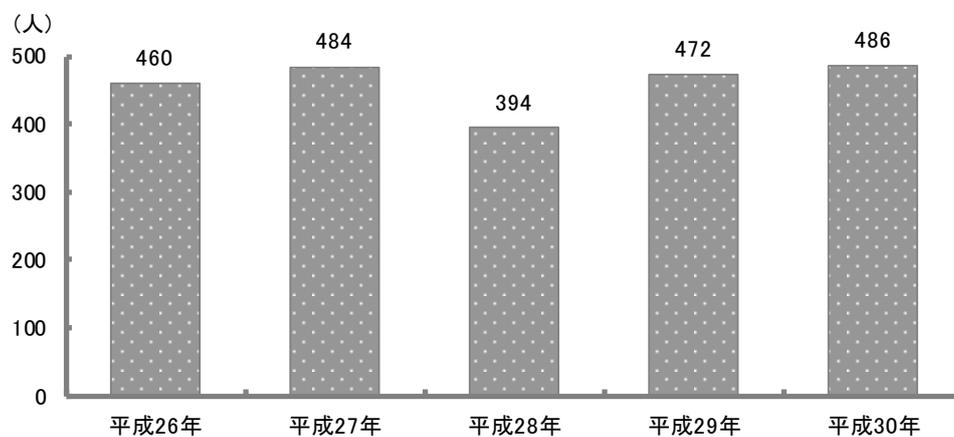
(9) 小学校児童数の状況

小学校児童数の状況をみると、平成26（2014）年から平成30（2018）年にかけて緩やかな減少傾向がみられます。



(10) 放課後児童クラブの状況・・・・・・・・

放課後児童クラブの状況をみると、増減を繰り返し、平成30（2018）年では486人になっています。



資料：学校教育課（各年5月）

2 アンケート調査の結果概要

(1) 調査概要

① 調査の目的

西脇市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る基礎資料として、調査を実施したものです。

② 調査対象

小学校入学までのお子さんがある全世帯

小学生のお子さんがある全世帯

③ 調査期間

平成30（2018）年10月15日から平成30（2018）年11月5日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

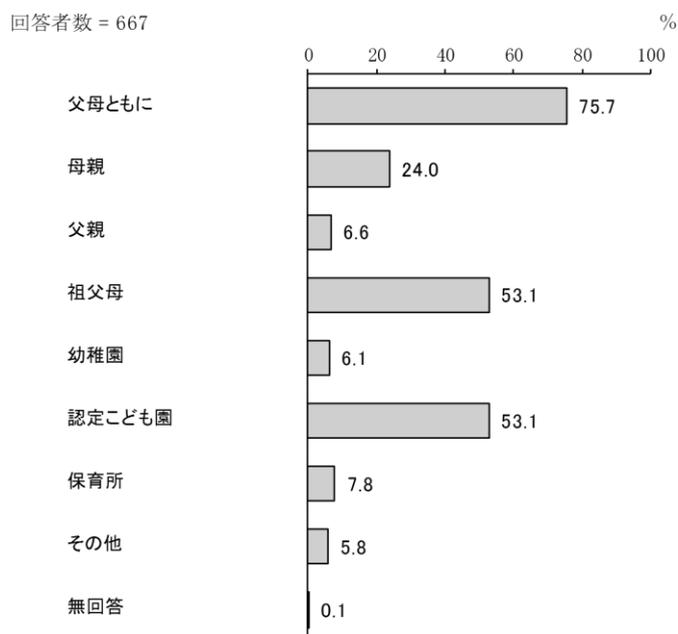
	配 布 数	有効回答数	有効回答率
小学校入学までの 子どもの保護者	1,326通	667通	50.3%
小学生の保護者	1,526通	719通	47.1%

(2) 調査結果

【小学校入学までの子ども用】

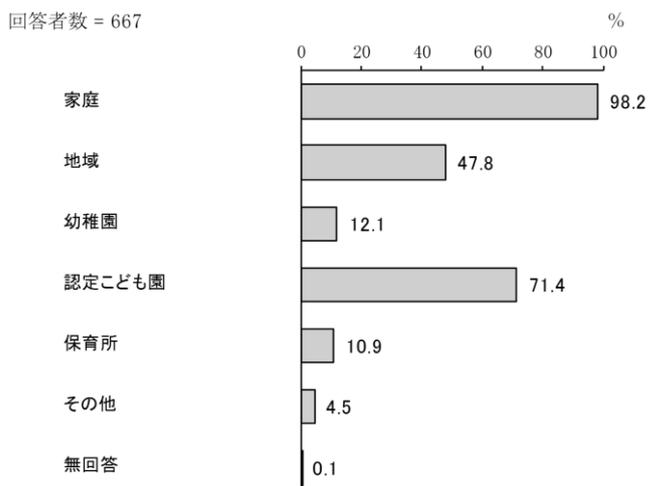
○子どもの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人について

「父母ともに」の割合が75.7%と最も高く、次いで「祖父母」、「認定こども園」の割合が53.1%となっています。



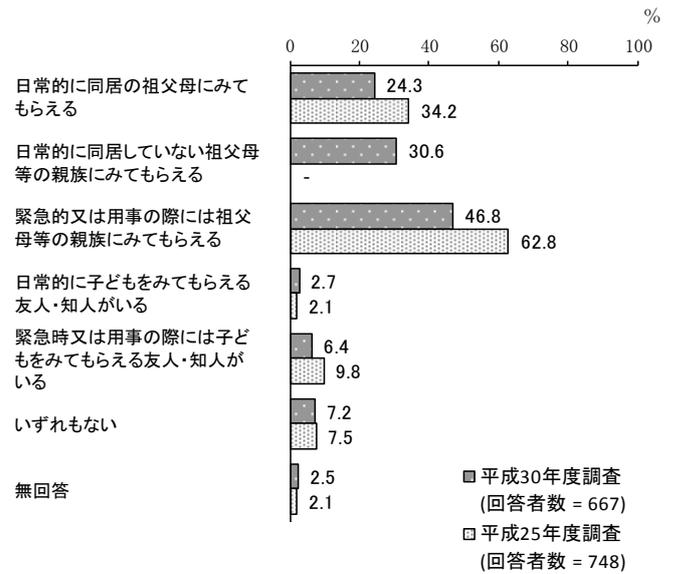
○子どもの子育て（教育を含む）に、大きく影響すると思われる環境について

「家庭」の割合が98.2%と最も高く、次いで「認定こども園」の割合が71.4%、「地域」の割合が47.8%となっています。



○子どもをみてもらえる親族・知人の有無について

「緊急的又は用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が46.8%と最も高く、次いで「日常的に同居していない祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が30.6%、「日常的に同居の祖父母にみてもらえる」の割合が24.3%となっています。

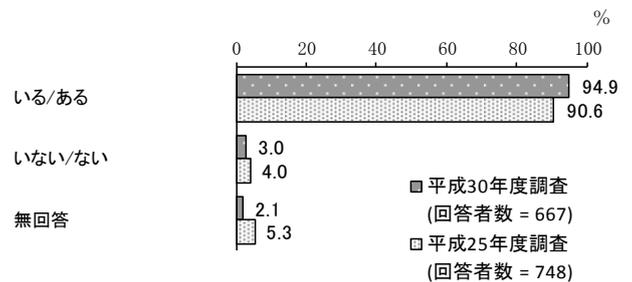


※平成25年度調査では、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」という選択肢となっており、「同居している」「同居していない」の区分がありませんでした。

○子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無について

「いる/ある」の割合が94.9%、「いない/ない」の割合が3.0%となっています。

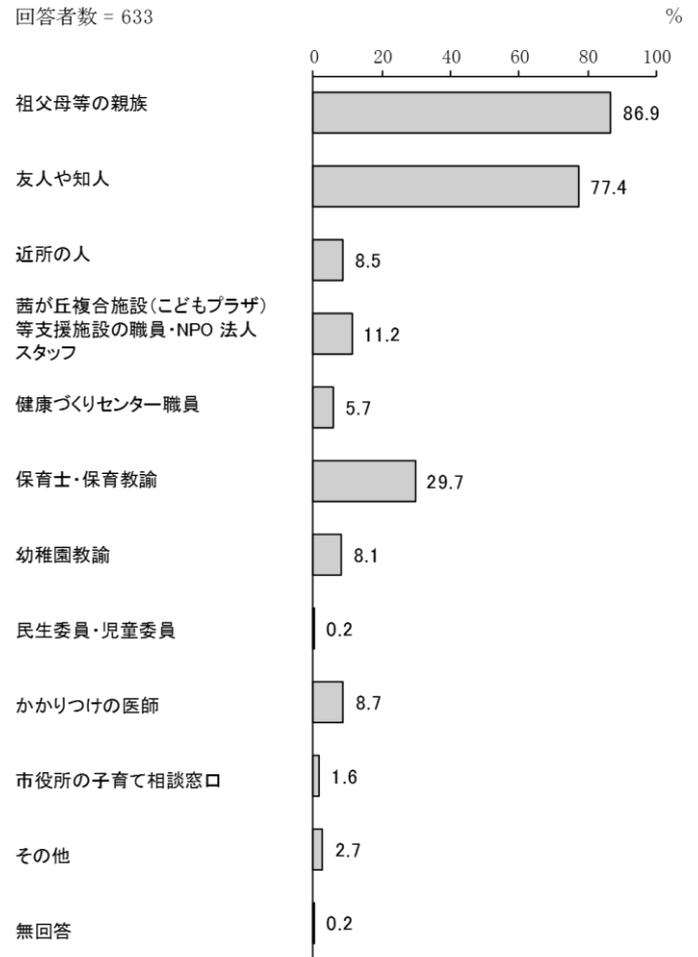
平成25（2013）年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



○気軽に相談できる先は、誰（どこ）かについて

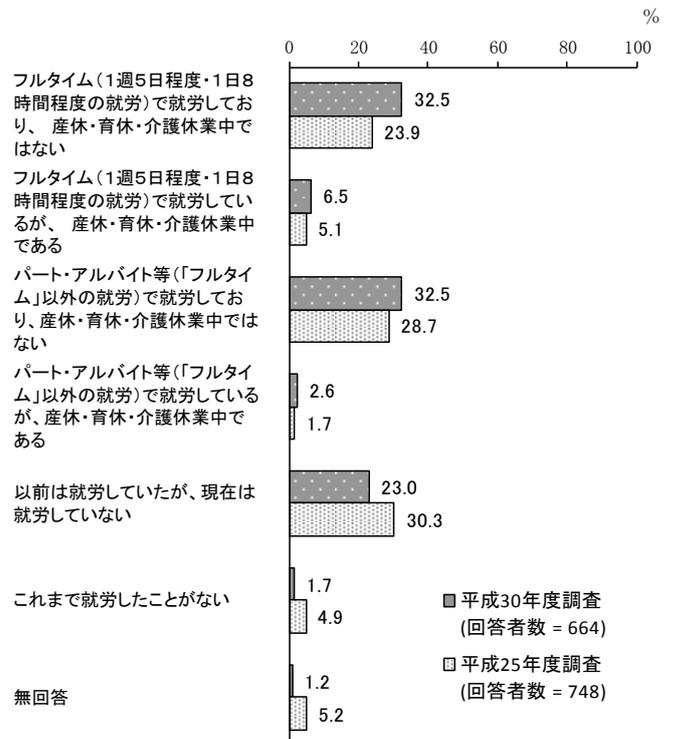
「祖父母等の親族」の割合が86.9%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が77.4%、「保育士・保育教諭」の割合が29.7%となっています。

回答者数 = 633



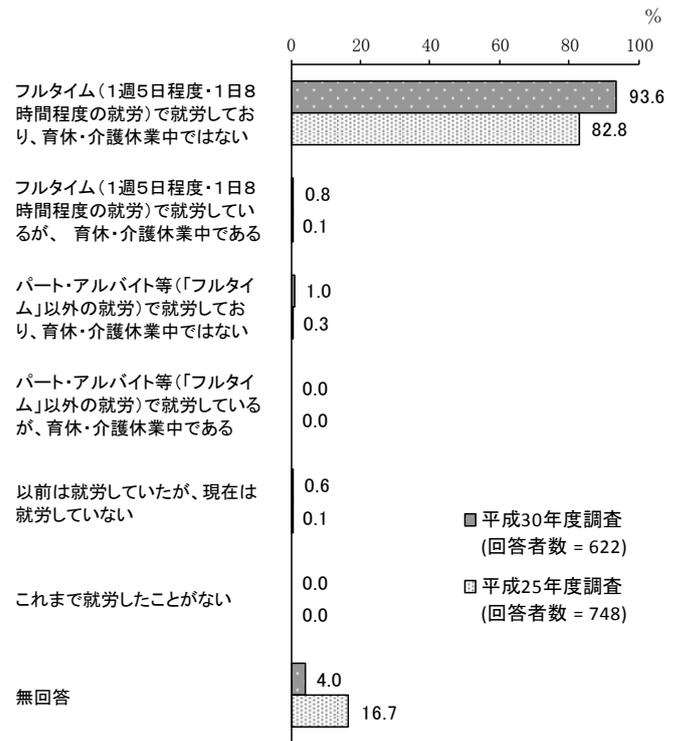
○母親の就労状況について

「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が32.5%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が23.0%となっています。平成25（2013）年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



○父親の就労状況について

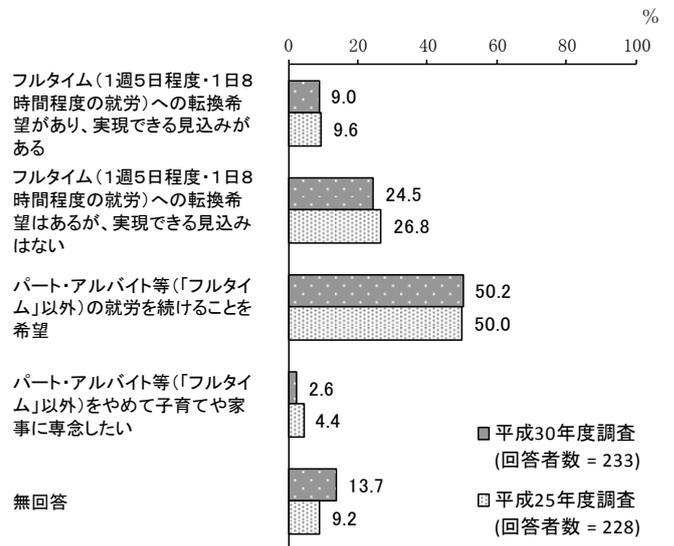
「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない」の割合が93.6%と最も高くなっており、平成25（2013）年度調査と比較すると、その割合は増加しています。



○母親のフルタイムへの転換希望について

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が50.2%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が24.5%となっています。

平成25（2013）年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

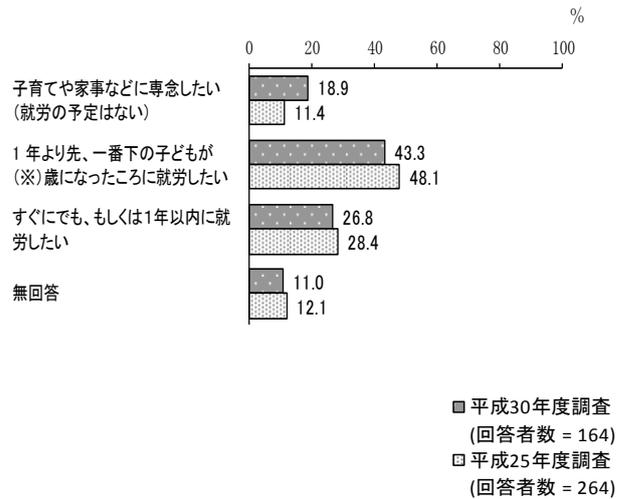


○母親の就労希望について

「1年より先、一番下の子どもが、
 (※)歳になったところに就労したい」
 の割合が43.3%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が26.8%、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」の割合が18.9%となっています。

平成25(2013)年度調査と比較すると、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」の割合が増加しています。

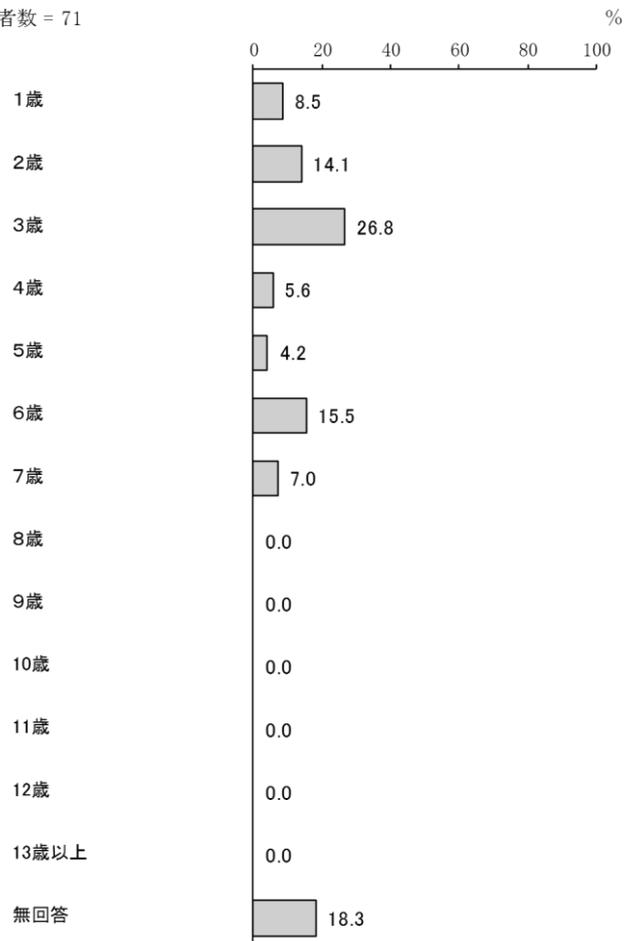
※ 次の設問参照



○一番下の子どもが何歳になったところに就労したいかについて

「3歳」の割合が26.8%と最も高く、次いで「6歳」の割合が15.5%、「2歳」の割合が14.1%となっています。

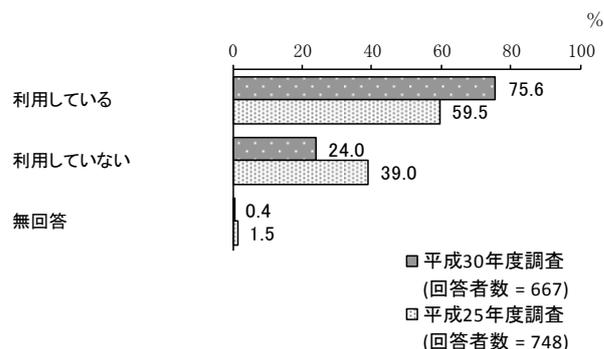
回答者数 = 71



○幼稚園や認定こども園などの「定期的な教育・保育の事業」の利用状況について

「利用している」の割合が、75.6%、「利用していない」の割合が24.0%となっています。

平成25（2013）年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。

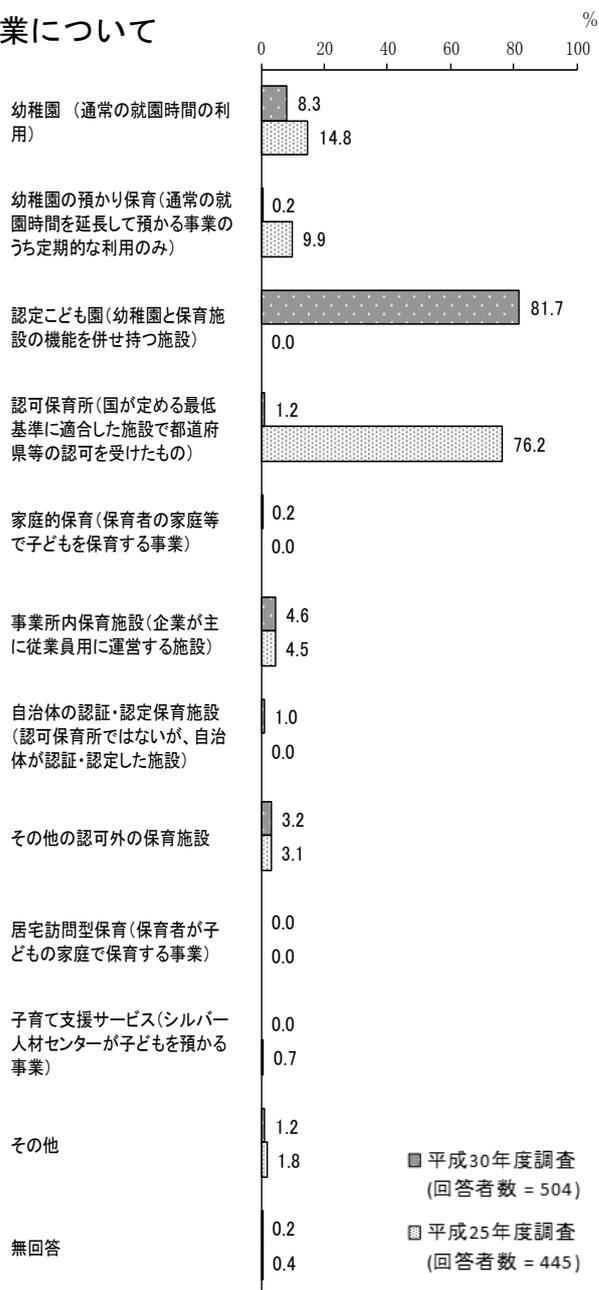


○平日に利用している教育・保育の事業について

「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が81.7%と最も高くなっています。

平成25（2013）年度調査と比較すると、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が増加しています。一方、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の許可を受けたもの）」「幼稚園（通常の就園時間の利用）」「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が減少しています。

認定こども園の児童数が増え、保育所・幼稚園の児童数が減少しているのは、平成27（2015）年度から平成29（2017）年度にかけて保育所が認定こども園化され、幼稚園が統合されたことが大きく影響しています。



○平日に教育・保育の事業を利用していない理由について

「(子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で) 利用する必要がない」、「子どもがまだ小さいため、(※) 歳くらいになったら利用しようと考えている」の割合が45.6%と最も高く、次いで「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」の割合が10.6%となっています。

※ 次の設問参照

回答者数 = 160

(子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で) 利用する必要がない

子どもの祖父母や親戚の人がみている

近所の人や父母の友人・知人がみている

利用したいが、保育・教育の事業に空きがない

利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない

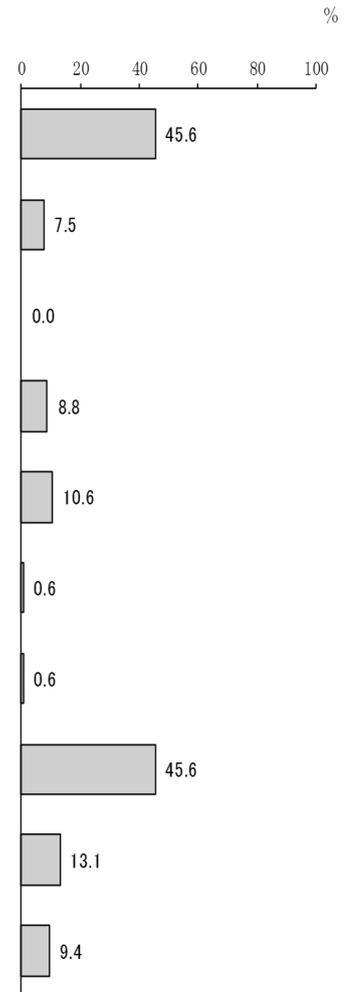
利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない

利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない

子どもがまだ小さいため(※) 歳くらいになったら利用しようと考えている

その他

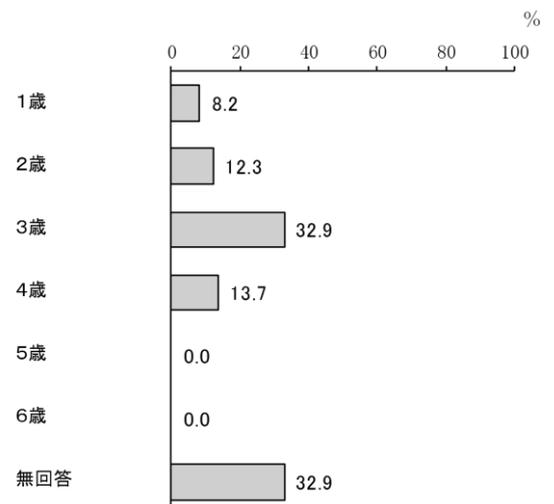
無回答



○子どもが何歳くらいになったら利用しようと考えているかについて

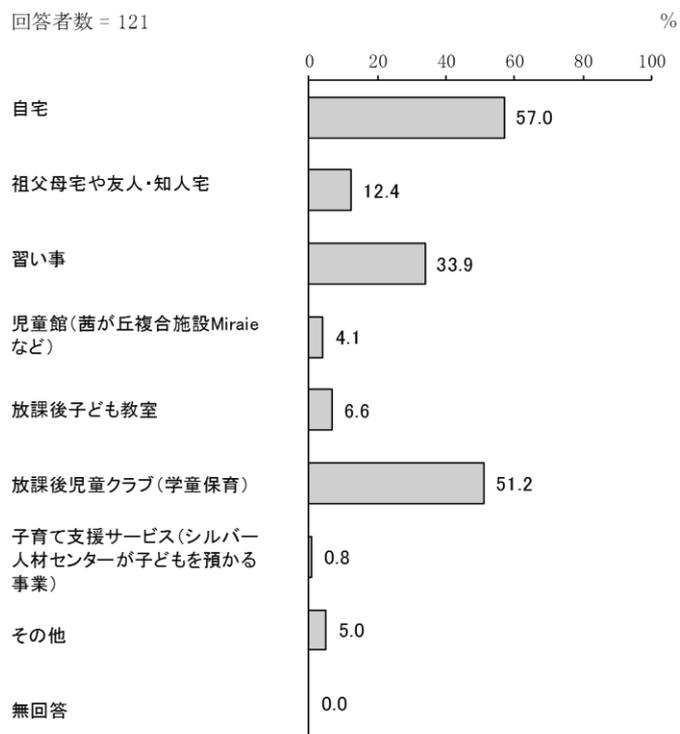
「3歳」の割合が32.9%と最も高く、次いで「4歳」の割合が13.7%、「2歳」の割合が12.3%となっています。

回答者数 = 73



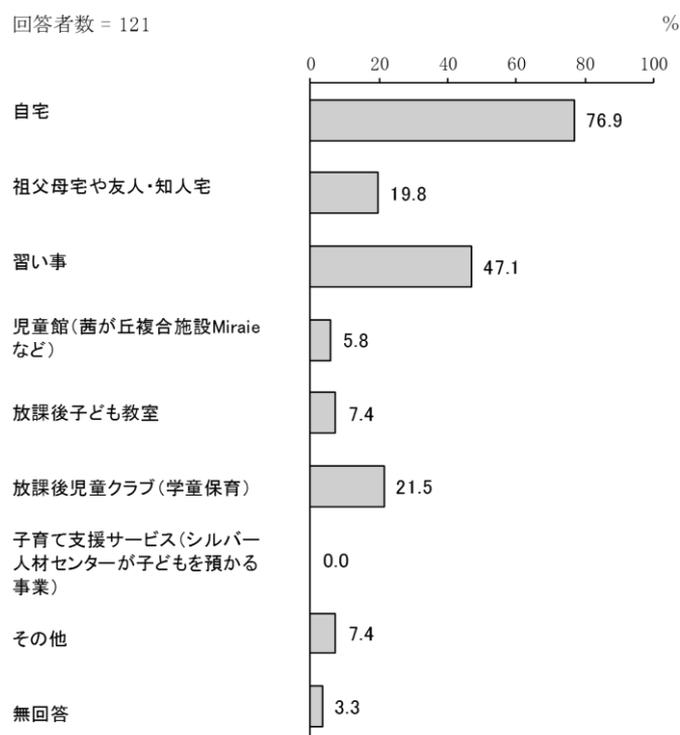
○ 1～3年生のときの放課後の過ごし方について

「自宅」の割合が57.0%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が51.2%、「習い事」の割合が33.9%となっています。



○ 4～6年生のときの放課後の過ごし方について

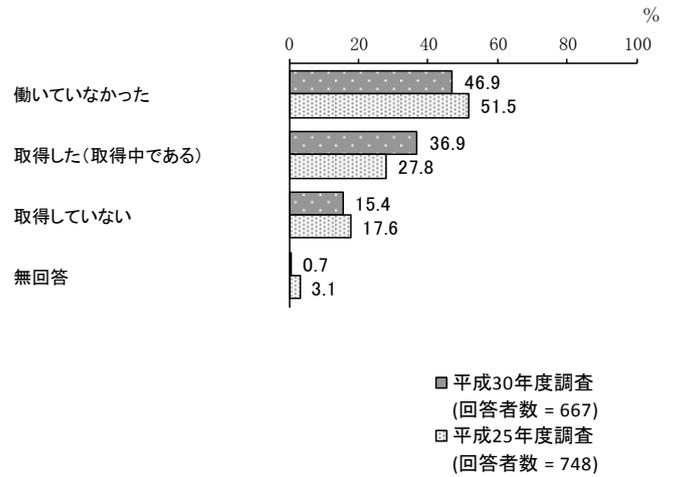
「自宅」の割合が76.9%と最も高く、次いで「習い事」の割合が47.1%、「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が21.5%となっています。



○母親の育児休業の取得状況について

「働いていなかった」の割合が46.9%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が36.9%、「取得していない」の割合が15.4%となっています。

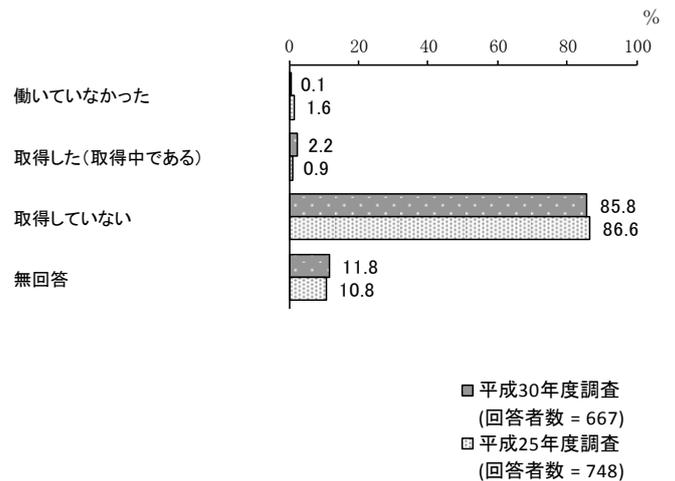
平成25（2013）年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。



○父親の育児休業の取得状況について

「取得していない」の割合が85.8%と最も高くなっています。

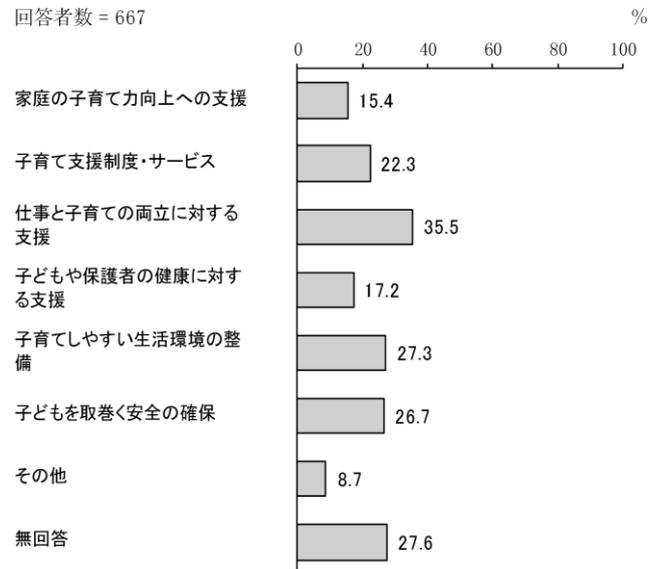
平成25（2013）年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



○市で実施してほしい子育て支援・施策について

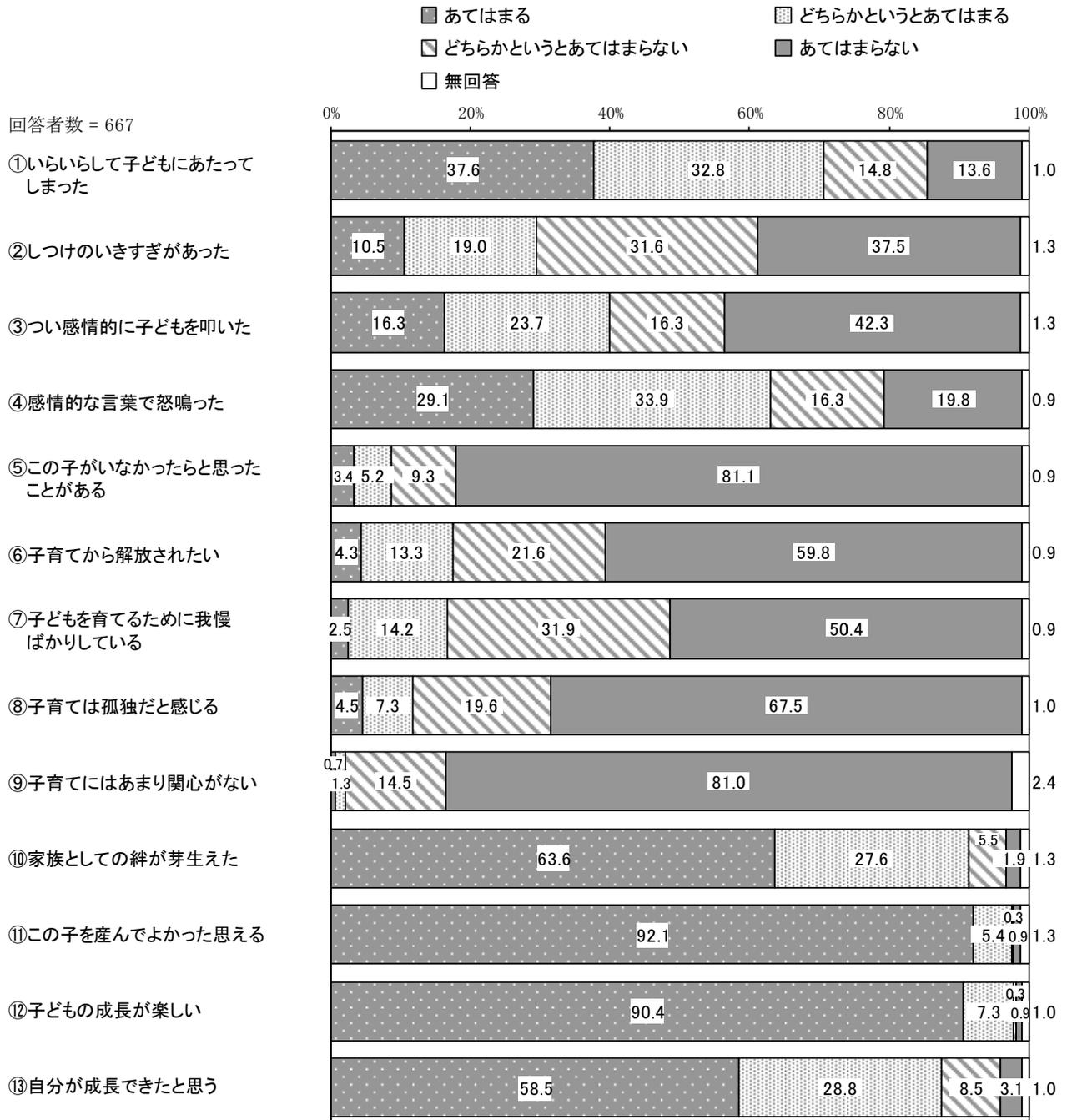
「仕事と子育ての両立に対する支援」の割合が35.5%と最も高く、次いで「子育てしやすい生活環境の整備」の割合が27.3%、「子どもを取巻く安全の確保」の割合が、26.7%となっています。

回答者数 = 667



○子育ての中で思ったりしたことについて

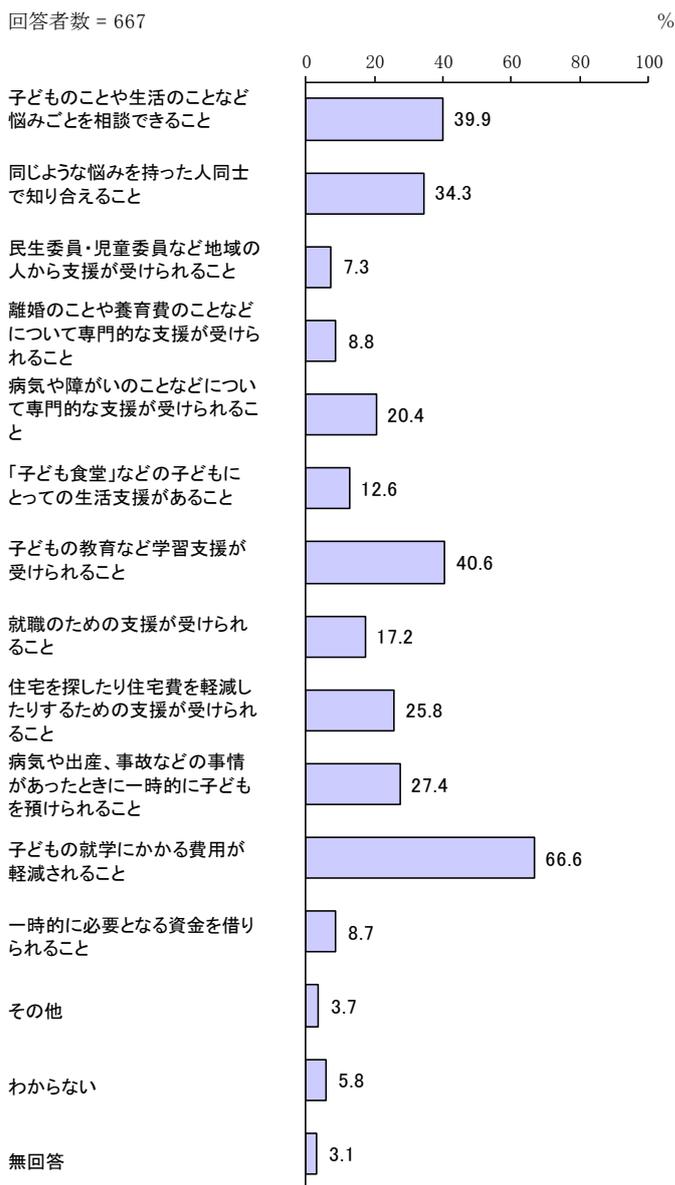
子育ての中で思ったりしたことをみると、⑪この子を産んでよかったと思えるで「あてはまる」の割合が、また、①いらいらして子どもにあたってしまった、④感情的な言葉で怒鳴ったで「どちらかというにあてはまる」の割合が高くなっています。また、⑤この子がいなかったらと思ったことがある、⑨子育てにはあまり関心がないで「あてはまらない」の割合が高くなっています。



○現在必要としていること、重要だと思う支援について

「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が66.6%と最も高く、次いで「子どもの教育など学習支援が受けられること」の割合が40.6%、「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」の割合が39.9%となっています。

回答者数 = 667

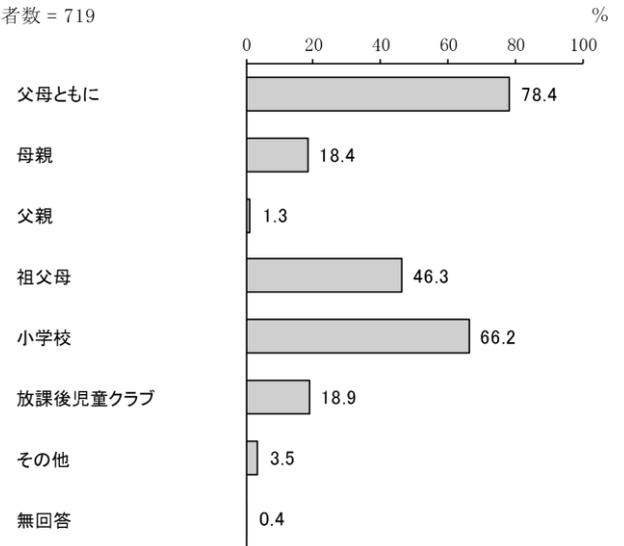


【小学生用】

○子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人について

「父母ともに」の割合が78.4%と最も高く、次いで「小学校」の割合が66.2%、「祖父母」の割合が46.3%となっています。

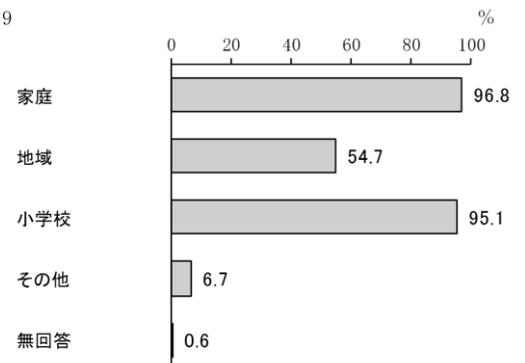
回答者数 = 719



○子育て（教育を含む）に、大きく影響すると思われる環境について

「家庭」の割合が96.8%と最も高く、次いで「小学校」の割合が95.1%、「地域」の割合が54.7%となっています。

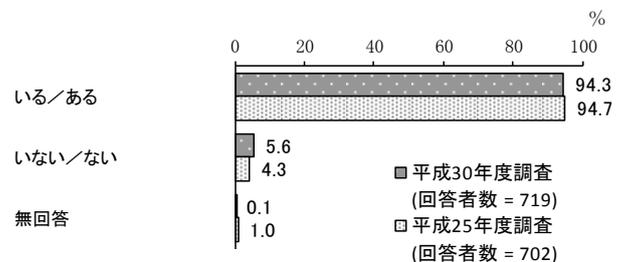
回答者数 = 719



○子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無について

「いる／ある」の割合が94.3%、「いない／ない」の割合が5.6%となっています。

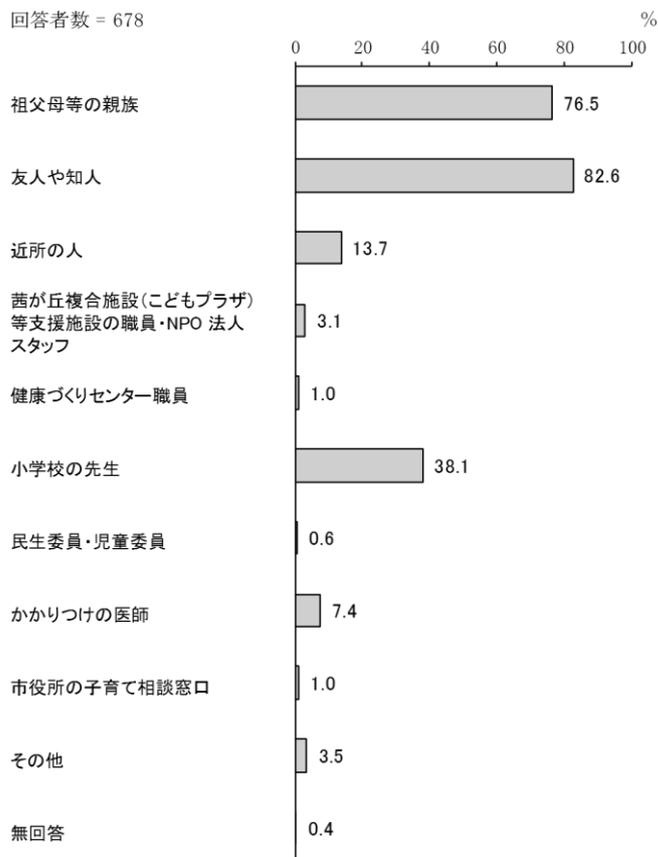
平成25（2013）年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



○気軽に相談できる先は、誰（どこ）かについて

「友人や知人」の割合が82.6%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が76.5%、「小学校の先生」の割合が38.1%となっています。

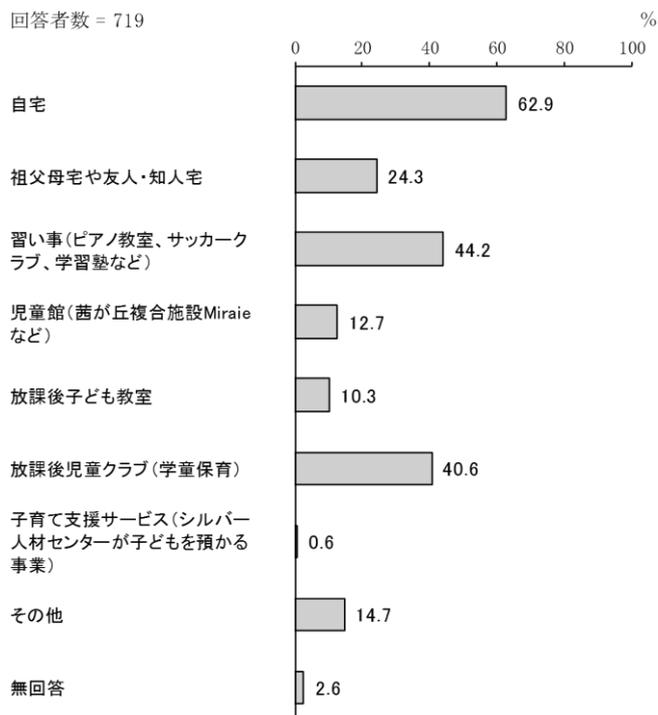
回答者数 = 678



○1～3年生のときの放課後の過ごし方について

「自宅」の割合が62.9%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の割合が44.2%、「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合が40.6%となっています。

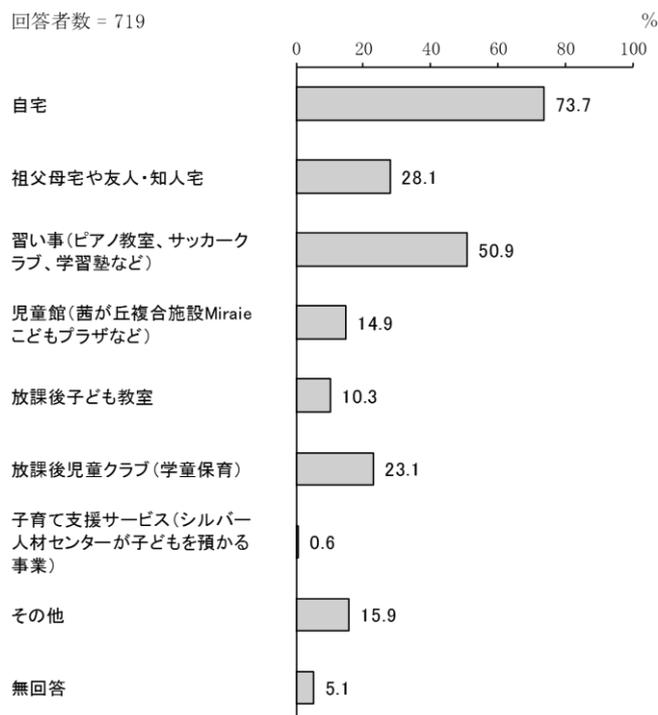
回答者数 = 719



○4～6年生のときの放課後の過ごし方について

「自宅」の割合が73.7%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の割合が50.9%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が28.1%となっています。

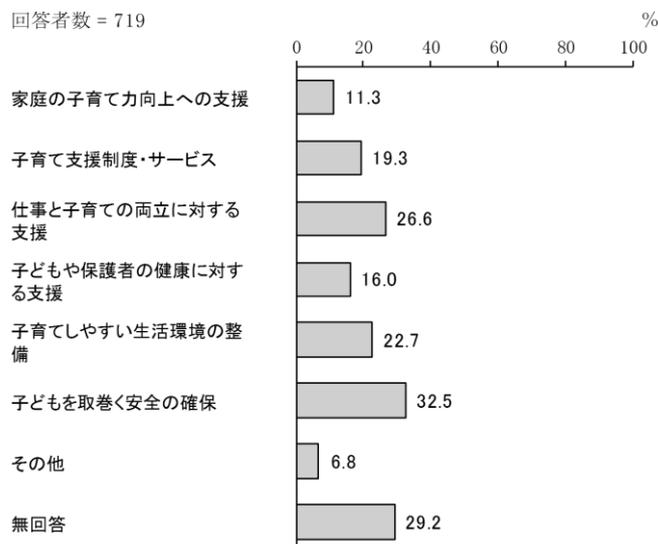
回答者数 = 719



○市で実施してほしい子育て支援・施策について

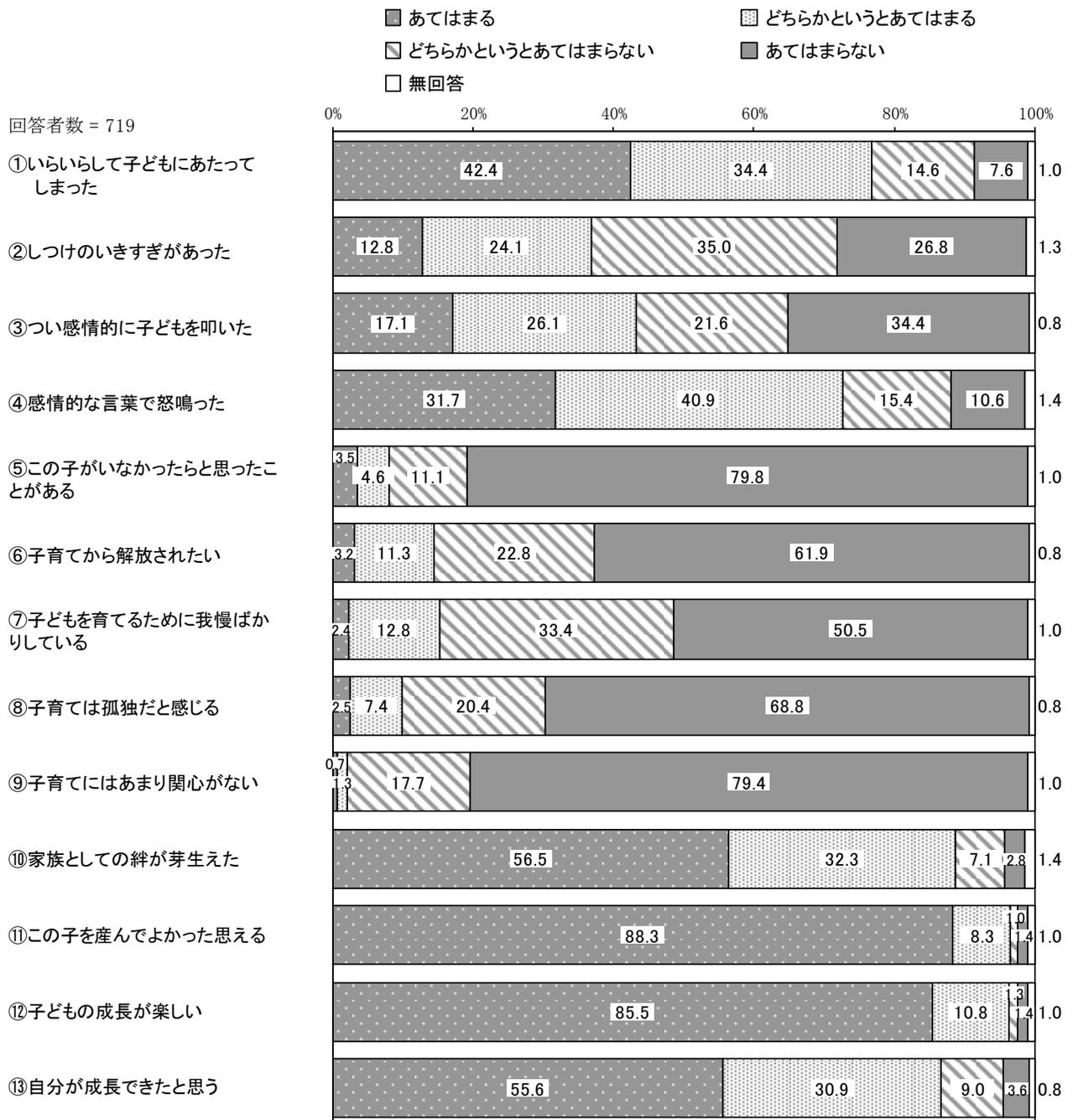
「子どもを取巻く安全の確保」の割合が32.5%と最も高く、次いで「仕事と子育ての両立に対する支援」の割合が26.6%、「子育てしやすい生活環境の整備」の割合が22.7%となっています。

回答者数 = 719



○子育ての中で思ったりしたことについて

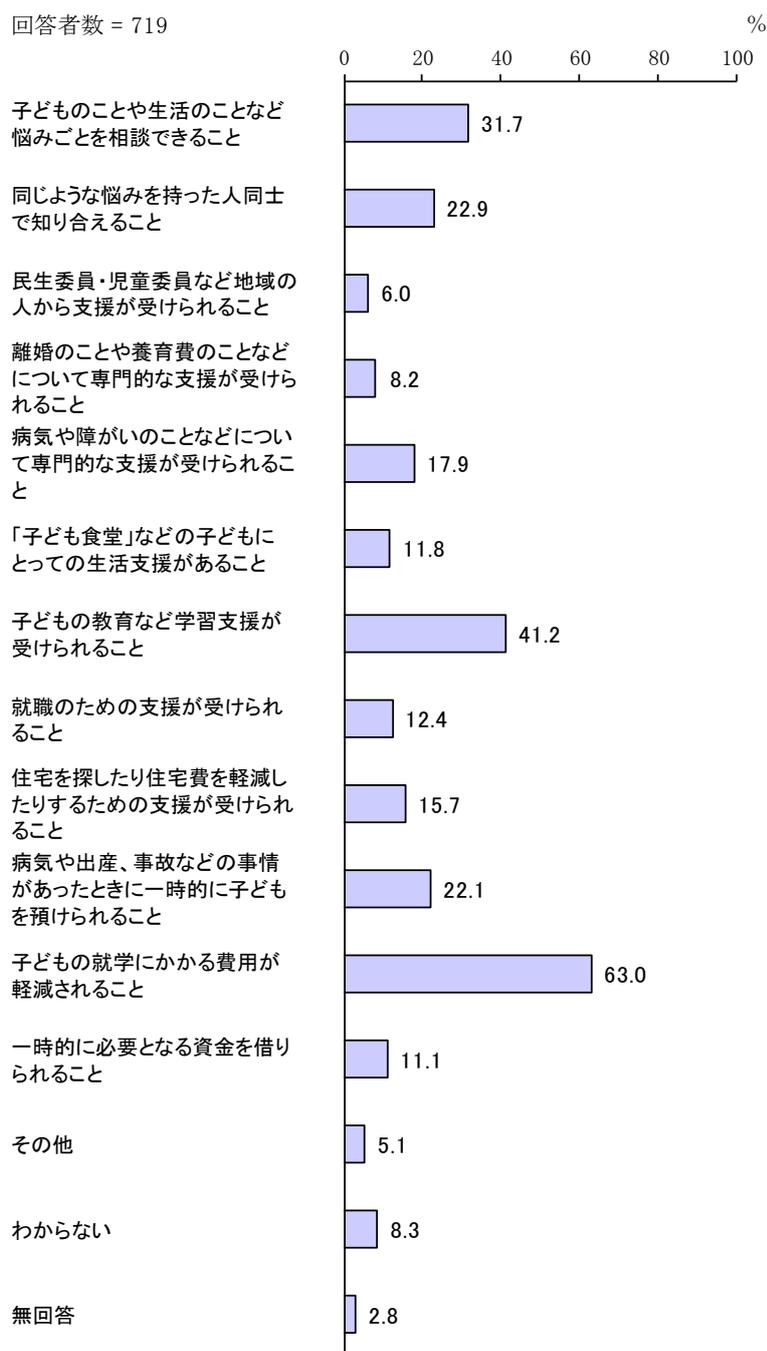
子育ての中で思ったりしたことをみると、⑪この子を産んでよかったと思える、⑫子どもの成長が楽しいで「あてはまる」、「どちらかというにあてはまる」を合わせた“あてはまる”の割合が高くなっています。また、⑨子育てにはあまり関心がないで「あてはまらない」、「どちらかというにあてはまらない」を合わせた“あてはまらない”割合も高くなっています。



○現在必要としていること、重要だと思う支援について

「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が63.0%と最も高く、次いで「子どもの教育など学習支援が受けられること」の割合が41.2%、「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」の割合が31.7%となっています。

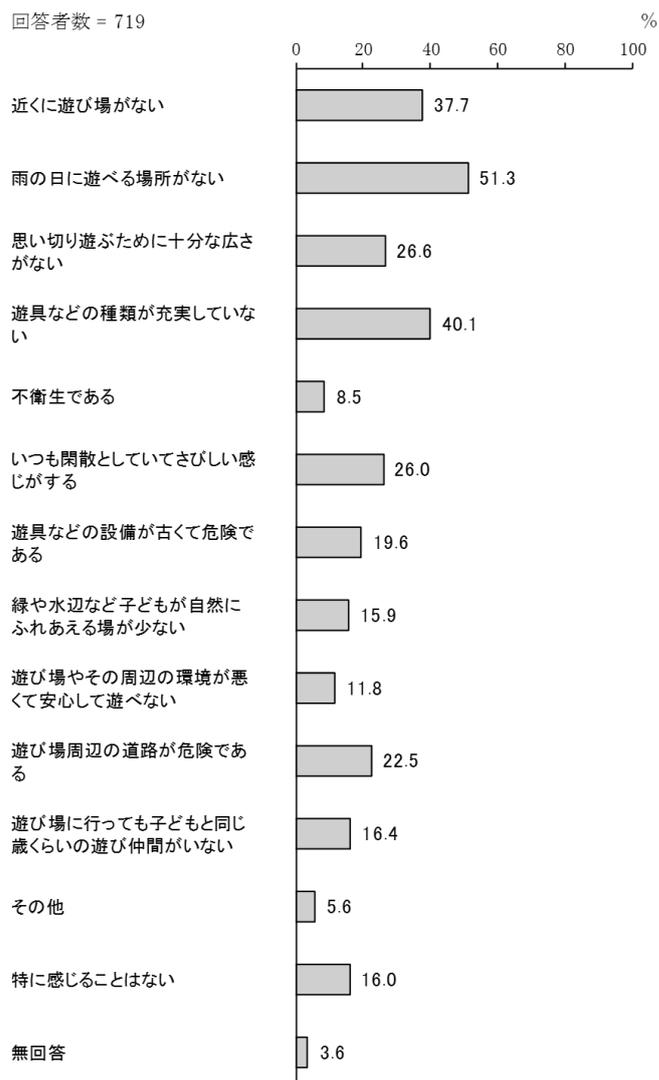
回答者数 = 719



○お住まいの地域の子どもの遊び場について日頃感じることにについて

「雨の日に遊べる場所がない」の割合が51.3%と最も高く、次いで「遊具などの種類が充実していない」の割合が40.1%、「近くに遊び場がない」の割合が37.7%となっています。

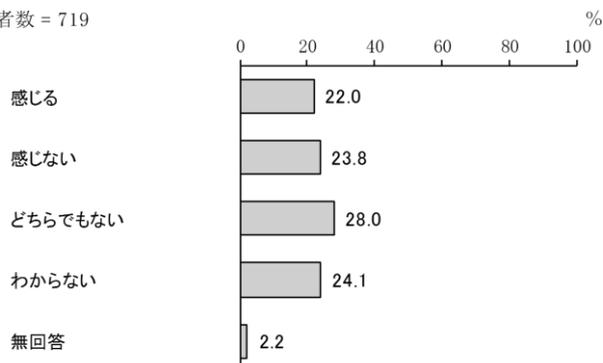
回答者数 = 719



○お住まいの地域で、子どもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じるかにについて

「どちらでもない」の割合が、28.0%と最も高く、次いで「わからない」の割合が24.1%、「感じない」の割合が23.8%となっています。

回答者数 = 719



3 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価

第1期西脇市子ども・子育て支援事業計画では、4つの基本目標を掲げ、この基本目標の達成に向けた施策の展開を行ってきました。

その4つの基本目標ごとに、各施策の所管課において、「A：よくできた」「B：ある程度できた」「C：あまりできなかった」「D：できなかった」の4区分で評価を行いました。その進捗状況の評価を本計画に反映していきます。

基本目標 子どもと親の成長を応援する環境づくり

本市では、子どもが育ち、親が育つためには、子どもや親、親子同士が交流し、互いに育ち合うことが大切であると考え、平成27（2015）年度に、茜が丘複合施設 Miraieこどもプラザを開設し、子育て支援の拠点として、子どもの居場所となる空間づくり、親子や親同士がふれあう場づくり、子どもたちがいきいきと活動できる場づくりに努めてきました。

また、新たに子育てコンシェルジュを設置し、全ての妊産婦や子育て家庭に寄り添った切れ目のない支援を行い、子育ての不安や負担を軽減してきました。

昨今、社会的な問題となっている子どもの貧困対策においても、乳幼児等・こども医療費の助成や就学援助事業等の実施など、経済的困難な家庭において、様々な支援を行ってきました。

	A よくできた	B ある程度できた	C あまりできなかった	D できなかった
件数	14	51	0	0

基本目標 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

本市では、男女が共に互いを尊重し、仕事・家庭・子育て等、全てにおいて協力し合える家庭環境づくりを目指すとともに、子育てと仕事の両立を希望する全ての人が、安心して働くことができる環境づくりに努め、男性の家事育児参画促進を目的とした事業を実施するなど、男女共同による子育てを推進するための広報・啓発活動や各種教育、学習機会の充実を図ってきました。また、創業に関する講座や女性向け企業セミナーの開催を支援するなど、創業・起業の支援にも力を入れてきました。

一方、子育てがしやすい制度等に関する情報提供などについては、課題の残る事業となっており、今後は、子育てに対する理解を深めるなど就労環境の整備が図れるよう支援を進めていく必要があります。

	A よくできた	B ある程度できた	C あまりできなかった	D できなかった
件数	4	5	2	0

基本目標 子どもと親のこころとからだの健康づくりの推進

本市では、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、母子保健事業や小児医療体制の充実に努めるとともに、子どもが健やかに育つことができるよう、基本的な生活習慣に関する指導や食育を推進してきました。

特に、有害情報、有害環境からの子どもの保護や適応指導教室、教育相談などの充実、青少年問題協議会、警察などとの連携強化などの子どもの健やかな成長を確保する施策については、関係機関との連携のもと、取組を強化してきました。

一方、朝ごはん等基本的な生活習慣における重要性の啓発が不十分であったため、今後は、啓発方法や実態調査の実施時期等を検討し、より一層効果的な啓発活動を実施していく必要があります。

	A よくできた	B ある程度できた	C あまりできなかった	D できなかった
件数	10	39	3	0

基本目標 子ども・子育て家庭の安心・安全の確保・・・・・・・・

本市では、子ども・子育て家庭が地域のなかで安心・安全に暮らせるよう、通園通学路や交通安全施設の整備、登下校時における見守り体制の充実、子どもを災害や犯罪から守る取組など、交通安全対策や防災・防犯対策を実施してきました。

また、ひとり親家庭や障害のある子どもなど、特別な配慮が必要な子育て家庭に対する支援の充実を図るとともに、児童虐待への未然防止と早期発見・早期対応に取り組んできました。

	A よくできた	B ある程度できた	C あまりできなかった	D できなかった
件数	10	49	0	0

4 第2期計画に向けた課題

(1) 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくりに関する視点での課題

本市の合計特殊出生率は、平成27（2015）年では、全国や県と比較すると高くなっているものの、出生数は年々減少傾向にあります。都市として持続性を確保するためにも、出生数の水準を向上させていくことが、本市の重要な課題となっています。

しかし、アンケート調査結果をみると、理想とする子どもの人数は「3人」の割合が高くなっていますが、現実の子どもの人数は「2人」の割合が高く、理想と現実ギャップがあることがうかがえます。理想とする子どもの人数を実現できない理由として、「子育てや教育にお金がかかる」「仕事との両立に支障が生じる」「年齢的（肉体的）に困難」の割合が高くなっています。

また、子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無についてみると、若干ではありますが、「いない」保護者もみられ、現在必要としていること、重要だと思ふ支援については、「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」の割合が4割と高くなっています。

妊娠期から子育て中の多くの保護者が、子育てについて不安等を抱えている中で、子育て家庭の不安感や負担感の軽減を図るため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の体制づくりを推進していくことが重要であり、特に、わかりやすく気軽に相談できる支援体制の充実や、子育てに関する情報発信を推進していくとともに、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えられるように、母子保健事業や子育て支援事業の情報を得る機会等を充実していくことが重要です。

(2) 子どもの社会参加の促進に関する視点での課題

子どもの権利条約の1つの権利である「参加する権利」では、子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表明したり、集まってグループを作ったり、活動することができ、そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があるとうたわれています。

アンケート調査結果をみると、子どもの子育て（教育を含む）に、大きく影響すると思われる環境については、「地域」の割合が約5割となっており、年齢が上がるほど、地域との関わりが増えてくることがうかがえます。

子どもが地域や社会に出たときに、自分の意思を持ち、自分の意見を表明できるようにするためにも、子どもが地域の一員として主体的に社会活動に参加し、地域との関わりを持つことのできる機会や環境を整えていくことが必要です。

(3) 地域社会における子ども・子育て支援の充実に関する視点での課題

本市においては、年々、核家族世帯数が増加しており、この核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化などによって、子育て家庭が孤立し、子育てへの不安感が高まっているケースが見受けられます。

アンケート結果をみると、子育ては孤独だと感じている保護者が1割程度あります。また、子育てに大きく影響すると思われる環境については、「家庭」「認定こども園」「小学校」に次いで「地域」の割合が高くなっており、子育てを地域で行っていくことの重要性がうかがえます。

さらに、アンケート調査結果から、住まいの地域で、子どもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じている保護者の割合が2割以上となっており、子どもの安全・安心の環境を整えていくことが求められています。

子どもや保護者の居場所を創出し、保護者同士や地域とのつながりを育むとともに、市民、事業者、行政などが連携し、多様な主体が子育てを支えていく地域社会を築いていくことにより、子どもが健やかに成長し、保護者が子どもを育てる喜びを実感できる環境をつくっていくことが重要です。

(4) 仕事と子育てを両立できる環境づくりに関する視点での課題

仕事と家庭の両立について、女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然として低いままであることが問題となっています。

アンケート調査結果では、国と同様、母親の育児休業の取得は進んでいますが、父親の取得は低い状況です。

今後は、育児休業制度等の利用をさらに促進するとともに、待機児童対策等、教育・保育の量の確保を行い、希望する期間・制度が利用できる環境づくりをすすめることが必要です。

また、国においては、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準であり、こうした男女とも仕事と生活の調和をとることが難しい状況が女性

の継続就業を困難にしているとの指摘もあります。

アンケート調査結果において、市で実施してほしい子育て支援・施策として、「仕事と子育ての両立に対する支援」の割合が高くなっています。

今後も、保護者が仕事をしながら充実した子育て期間を過ごすことができるよう、仕事と子育ての両立に向けた支援を充実するとともに、男女ともに育児休業を取得しやすい環境づくりを目指すために、事業所への啓発を行っていくことが重要です。

また、家庭内においては、男女が互いを尊重し高め合いながら仕事・家事・子育てに取り組むとともに、父親の家事・育児の参画の促進を図っていくことが重要です。

(5) 子どもを守る仕組みづくりに関する視点での課題

子育て家庭を取り巻く環境が変化し、子育てに対する不安感や負担感が高まっており、本市においても家庭児童相談件数などが増加傾向にあります。

アンケート調査結果をみると、子育て中に「いらいらして子どもにあたってしまった」ことのある保護者が3～4割となっており、「つい感情的に子どもを叩いた」ことのある保護者も約2割となっています。

また、心と身体に深刻な被害をもたらすいじめ問題は、深刻化・複雑化しており、本市においても、いじめの認知件数の増加や不登校児童生徒の増加など、青少年を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

子ども一人ひとりの最善の利益が尊重され、温かい地域社会をつくっていくことが重要です。

また、全国的に、ひとり親世帯数の増加や発達に支援が必要な子どもの増加、子どもの貧困など、支援の必要な子どもを守る仕組みづくりが求められています。

本市においても、ひとり親世帯数は増加傾向にあります。また、アンケート調査結果から、本市における「生活困難層」と思われる世帯が、小学校入学までの子どもの世帯で10.3%、小学生世帯で7.0%となっています。

今後は、これらの支援が必要な子どもやその家庭に対し、健やかに成長することのできる環境をつくっていくことが重要です。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市では、家庭での子育てを基本としながらも、地域社会全体で子育て家庭を支援し、全ての子どもが保護者や地域の人々とともに健やかに成長することができる社会の実現を目指してきました。



また、安心して子育てができ、その成長に喜びを実感することができる社会、そして、地域の宝である子どもたちが、その人権が尊重され、夢を持って笑顔で健やかに育つことができる社会の実現を目指して、「西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例」を制定しました。

これらのことを踏まえ、これまでの計画の基本理念を踏襲し、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援し、子どもたちの笑顔があふれ、保護者、地域、まち全体が子育ての喜びを感じられる西脇市を目指しま

す。

[基本理念]

すべての子どもたちの笑顔があふれるまち 西脇
～育てる喜びを感じられるまちへ～

2 計画の基本目標

本計画では、基本理念を達成するため、次の5つの基本目標の下に、子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図ります。

(1) 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり

- 出産や子育てに不安や悩みを抱えた子育て家庭が、孤立することがないように、わかりやすい情報の発信や相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携を図りながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的で継続的な支援を行います。
- 子ども自身が、安心して気軽に悩みや不安を相談できるよう、窓口の充実を図ります。
- 子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう、母子保健事業等の充実を図るとともに、基本的な生活習慣を身に付けられるよう努めます。
- 子育てに係る経済的な負担を軽減し、生活の安定を図るとともに、食育などを通じ、子どもの健全な育成を支援します。

(2) 子どもの社会参加の促進

- 子どもの社会参加に向け、自分の考えや意見を表明する機会の充実に取り組みます。
- 地域と連携し、子どもの社会活動の機会の充実に取り組みます。

(3) 地域社会における子ども・子育て支援の充実

- 子どもの居場所づくりや子育て中の保護者同士のつながりへの支援、各関係機関との連携・情報の共有等、地域全体での子育て支援の環境づくりを進めます。
- 子育て支援団体をはじめとする市民が、子育てに参加する機会を設けるなど、地域全体で子育てを支援する意識を高めます。
- 子どもや子育て家庭が、地域の中で安全・安心に暮らせる環境づくりを進めます。

(4) 仕事と子育てを両立できる環境づくり

- 働きながらも子育てがしやすい環境づくりに向け、家庭生活との調和のとれた働き方（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた啓発を行うとともに、保育ニーズに対応した子育て支援の充実と就労環境の整備を促進します。

(5) 子どもを守る仕組みづくり

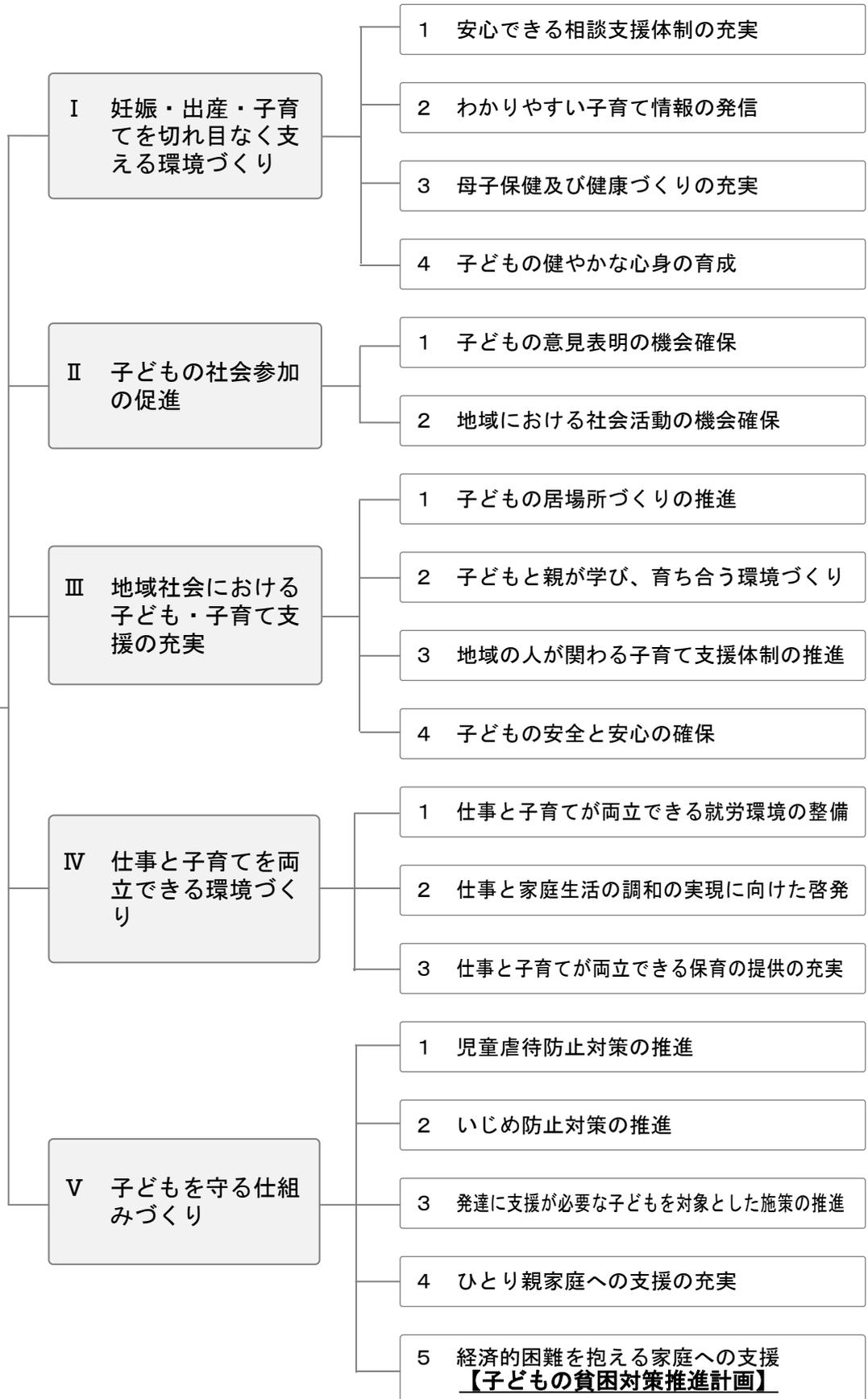
- 虐待やいじめなどの人権侵害の防止や早期発見に取り組みます。
- ひとり親家庭や経済的困難を抱える家庭、発達に支援が必要な子どもなど、支援を必要としている子どもや子育て家庭に対して、関係機関との連携強化により、子どもの状況や置かれた環境に応じた支援を行います。

3 計画の体系

[基本理念]

すべての子どもたちの笑顔があふれるまち
 子育ての喜びを感じられるまちへ
 西脇

[基本目標]



A decorative graphic consisting of several overlapping circles in various shades of gray, with the text '第4章 施策の展開' centered within them.

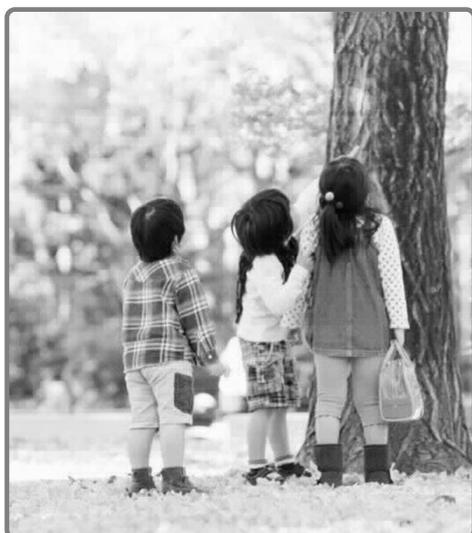
第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ

妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり

基本施策1 安心できる相談支援体制の充実・・・・・・・・

【 方向性 】



- 子育て中の親の不安や孤立感が軽減され、子どもの成長に喜びを感じられるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- 身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、深刻な相談にも対応できるよう、相談窓口の専門性を高めます。
- 子ども自身が様々な悩みを気軽に相談できるよう、子どもにとっても安心して相談できる支援体制の充実に取り組みます。

【 取組等 】

No.	主な取組・事業	所管課
1	○子育てコンシェルジュによる総合的な相談支援 (認定こども園等の入所・利用に関する相談、子育てや発育の相談、子育て支援制度や各種手当の案内 等)	こども福祉課 こどもプラザ
2	○子育て家庭や児童相談、教育相談等に関する相談体制の充実 (家庭児童相談員や母子・父子自立支援員、保健師、臨床心理士等との連携強化)	こども福祉課 こどもプラザ 青少年センター 健康課
3	○子育て応援ステーション「はびいく」(妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口)の実施 ※ 1歳までに6回出会う機会をつくり切れ目なく支援 ①母子健康手帳交付時(子育て応援ライフプラン事業1回目) ②出生届出時(子育て応援ライフプラン事業2回目) ③新生児訪問 ④3か月児健診 ⑤10か月児乳児相談 ⑥1歳のお誕生日頃(子育て応援ライフプラン事業3回目)	健康課 こども福祉課
4	○教育カウンセリング事業の充実 (スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置 等)	学校教育課
5	○心の問題に対する電話相談(22-8080)などの相談体制の充実 (はらほれ)	青少年センター
6	○子どものSOSを受けとめる意思表示カード(仮称)の制作・活用	学校教育課 青少年センター

基本施策2 わかりやすい子育て情報の発信

【 方向性 】

- 子育てに関する情報をわかりやすく伝えるため、様々な媒体を活用して、定期的かつ幅広い情報提供を図るとともに、最新の情報を発信します。
- 外国につながる子どもやその家庭に対し、スムーズにコミュニケーションが図れるよう支援します。

【 取組等 】

No.	主な取組・事業	所管課
7	○広報紙や市ホームページ、SNS、防災行政無線、PR映像などによる子育て支援情報の発信	関係各課
8	○子育て支援ガイドブックの作成・配布	こども福祉課
9	○こどもプラザによる子育て情報新聞「ことのは」の発行 (子育てに役立つ情報やイベント・つどいの周知、子育て知識を高めるための情報の掲載)	こどもプラザ
10	○子育てワンストップサービス事業の実施(マイナンバーカード利用による児童手当等のオンライン申請サービス 等)	こども福祉課 幼保連携課 健康課
11	○外国につながる子どもやその家庭へのわかりやすい情報提供 (多言語化などの推進、子ども多文化共生サポーター派遣事業 等)	秘書広報課 学校教育課 人権教育課 関係各課

基本施策3 母子保健及び健康づくりの充実・・・・・・・・

【 方向性 】

- ・安心して、妊娠・出産・子育て期を迎えられるよう、切れ目ない支援の充実を目指します。
- ・子どもや保護者の健康増進に努め、健康や食に関する正しい知識を普及し、豊かな人間性をはぐくむことができるように支援します。
- ・関係機関との連携を強化し、病気やケガに関する知識の啓発や緊急時に対応できる医療機関についての情報提供を行います。

【 取組等 】

No.	主な取組・事業	所管課
12	○妊娠・出産支援の充実 (特定不妊治療費助成、不妊等相談窓口の周知 等)	健康課
13	○母子健康手帳の交付・妊娠期の健康増進に関する情報提供	健康課
14	○妊娠期の健康増進 (妊婦歯科健診の実施、妊婦健康診査費の助成 等)	健康課
15	○乳幼児の疾病等の早期発見及び適切な保健指導の実施 (乳幼児健診、乳児相談、乳児家庭全戸訪問事業の実施 等)	健康課
16	○予防接種事業の推進	健康課
17	○乳幼児の安心・安全な暮らしに関する情報提供 (夜間・休日医療体制等小児医療に関する情報提供、事故防止対策に関する情報提供 等)	健康課
18	○産後の健康増進・支援の充実 (産婦健康診査事業、産後ケア利用助成事業の実施 等)	健康課
19	○食に関する知識の普及 (離乳食教室の開催、親子料理教室の開催支援 等)	健康課
20	○未熟児養育医療給付の実施	健康課
21	○小児医療体制の充実	西脇病院

基本施策4 子どもの健やかな心身の育成

【 方向性 】

- ・子どもが心身ともに健やかに育つよう、基本的な生活習慣などに関する指導や食育の推進を行います。
- ・いずれ父親や母親となる子どもたちが結婚や子育てについて身近に感じることができるよう、体験学習等の機会を充実します。
- ・子どもたちが様々な力を身に付けることができるよう、学習機会の充実を図ります。
- ・各種手当の支給や医療費の助成など、子育ての経済的な支援を行うことにより、家庭における生活の安定と子どもの健全な育成を支援します。

【 取組等 】

No.	主な取組・事業	所管課
22	○望ましい食生活・睡眠時間の確保等、基本的な生活習慣に関する指導・啓発	学校教育課 幼保連携課 健康課
23	○栄養教諭を中核とし、小学校・中学校と連携した食育の推進及び学校給食を「生きた教材」とした実践的な食育指導の充実	給食センター 学校教育課
24	○生活習慣病の予防や心身の悩みなどについての保健指導の実施（定期健康診断や保健指導及び感染症情報等の周知）	学校教育課
25	○つながる命の大切さや子育てを行うことの意義などを学ぶ教育の推進（助産師による講話、乳幼児のふれあい体験 等）	健康課 こどもプラザ
26	○子育て力の向上や男女が協力して家庭を築くための意識づくりの啓発（中学校・高校への出張授業等の実施）	こどもプラザ
27	○人権、道徳、男女共同参画、国際理解などの教育の推進	人権教育課
28	○健康・体力づくりの推進（「スポーツクラブ21」への活動支援 等）	生涯学習課
29	○伝統文化にふれる教育の推進（いけばな教室、茶道教室 等）	学校教育課 生涯学習課
30	○保育料の無償化・軽減、多子世帯の保育料の軽減 等	幼保連携課
31	○各種手当の支給や医療費の助成（児童手当の支給、乳幼児等・こども医療費や乳幼児法定外予防接種費の助成 等）	こども福祉課 保険医療課 健康課

基本目標Ⅱ 子どもの社会参加の促進

基本施策1 子どもの意見表明の機会確保

【方向性】

- ・子どもの社会参加に向けて、自分の考えや意見を表明する機会を設けるとともに、施策への意見反映につながるような仕組みづくりを行います。
- ・障害や虐待、不登校、外国につながる子どもなど、参加しにくい子どもに対し、意見表明がしやすい環境づくりに取り組みます。

【取組等】

No.	主な取組・事業	所管課
32	○子どもが利用する施設運営への意見を取り入れる仕組みづくり	こどもプラザ 関係各課
33	○まちづくりや学校運営に対して子どもの意見が尊重されるよう、意見表明できる機会の提供（意見交換会やアンケート調査、学校での日常的な活動のなかでの子どもの意見表明の場の設定 等）	関係各課 学校教育課
34	○様々な分野で子どもが意見表明できる機会の充実（人権等テーマを決めた作文の発表会 等）	関係各課
35	○参加しにくい子どもへの意見表明の支援（家庭児童相談員やスクールカウンセラー等の設置、子ども多文化共生サポーター派遣事業 等）	こども福祉課 学校教育課 人権教育課

基本施策2 地域における社会活動の機会確保

【方向性】

- ・まちに対する誇りや愛郷心を高めていくことができるよう、まちの様々な特色や魅力を知るための取組を進めるとともに、ボランティア活動などの子どもの主体的な社会活動への参加支援を行います。

【取組等】

No.	主な取組・事業	所管課
36	○社会に積極的に関わることができる機会の充実（トライやる・ウィーク、「トライやる」アクション 等）	学校教育課
37	○自主的な地域貢献活動の奨励（ソーシャルボンド・マイプラン 等）	学校教育課
38	○市長ふるさとを語る事業の実施	学校教育課
39	○高校生による地域課題の解決に向けた活動の支援（高校生地域活動支援事業 等）	次世代創生課
40	○各種ボランティア活動・地域行事への参加の奨励	学校教育課

基本施策1 子どもの居場所づくりの推進・・・・・・・・

【方向性】

- ・子どもが健やかに成長し、いきいきと活躍できる場の確保とともに、子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくりに努めます。
- ・コミュニティや市民活動団体等と協働し、自然体験活動や様々な世代と触れ合える交流会や学習会、多様な体験のできるスポーツ教室など、遊び、学び、活動することができる居場所づくりの充実を図ります。

【取組等】

No.	主な取組・事業	所管課
41	○放課後の居場所づくり (放課後児童クラブと放課後子ども教室(いけばな教室、茶道教室等)の連携)	学校教育課 生涯学習課
42	○多様な体験・交流活動の充実、世代間交流の推進 (ガキ大将教室、放課後子ども教室、子ども芸術祭、環境体験活動、「トライやる」アクション等)	学校教育課 生涯学習課 青少年センター
43	○子ども会活動やスポーツ活動団体などの運営支援	生涯学習課 青少年センター
44	○こどもプラザ(児童館)の運営・市内サテライトの充実 【サテライト】へそっこランド・あいあいランド・わくわくランド	こどもプラザ
45	○中高生の居場所づくり (子ども自身が活躍できる場の提供(イベント等への参加等))	こどもプラザ
46	○スポーツ教室の充実 (卓球、ソフトテニス、ソフトボール、バドミントン等)	生涯学習課
47	○屋外・屋内体育施設の開放	生涯学習課
48	○子ども食堂などの地域での居場所づくりへの支援	こども福祉課 関係各課

基本施策２ 子どもと親が学び、育ち合う環境づくり・・・・・・・・

【 方向性 】

- ・子育て中の保護者同士がつながり、学び合うことのできる場所や機会を提供し、個々の家庭の「子育て力」、地域の「子育て力」を高めていきます。

【 取組等 】

No.	主な取組・事業	所管課
49	○「まちの子育てひろば」事業の実施 ・こどもプラザやこども園での、子育て中の保護者や子どもが交流を深めるプログラムの実施	こどもプラザ 幼保連携課
50	○レッツコミュニケーション事業の実施 ・親子のふれあいプログラムの実施 ・保護者の学びや保護者同士の交流プログラムの実施	こどもプラザ
51	○園庭開放による親子のふれあいの場の提供	幼保連携課
52	○図書館・経緯度地球科学館などの活用 (子どもの読書活動の推進、絵本読み聞かせ事業、子ども科学教室等)	図書館 生涯学習課
53	○未就学児の親子の学びの場の提供(登録制の西脇おやこ交流教室) ・保護者同士がつながるプログラムの実施 ・保護者自身が、責任をもって役割を果たすプログラムの実施 ・地域の施設や高齢者等とのふれあい交流プログラムの実施	こどもプラザ
54	○みんなの広場(へそっこ広場・きらきら広場等(ボランティアグループによる企画・運営)の委託事業を含む。)の実施 ・保護者と子どもが、様々な体験を通してふれあうプログラムの実施 ・保護者が、将来支援者になれるような体験の場の提供	こどもプラザ
55	○子育てボランティアサークルの育成 ・子育て支援に必要なスキルを身に付けるための研修会への参加支援 ・託児等の経験の場の提供 ・スタッフとしての活躍の場の提供	こどもプラザ
56	○市外市内を問わず誰でも参加できるつどい事業の実施 (みんなのつどい、ベビーのつどい) ・手遊び、触れ合い遊び、絵本の読み聞かせ、うた、ベビーマッサージ、保護者同士・子ども同士がつながるプログラムの実施	こどもプラザ
57	○ブックスタート事業の推進	図書館

基本施策3 地域の人に関わる子育て支援体制の推進

【 方向性 】

- 地域住民が子どもたちに関心を持ち、地域の中で声かけや見守りを行いながら、子ども会活動などの子どもが安心して気軽に交流できる場や学びの機会を提供することなどにより、健やかに育つことができる環境づくりに努めます。
- 子どもの育成や子育て家庭の支援に向け、地域の人々の意識の高揚を図るとともに、子育て支援活動への参加を促進します。また、子育て支援サークルやボランティアなどの人材育成にも努めます。

【 取組等 】

No.	主な取組・事業	所管課
58	○子ども会活動への支援	青少年センター
59	○地域や学校、家庭との連携事業の実施 (トライやる・ウィークや「トライやる」アクション、イベントでのボランティアの参加、PTCA活動の支援 等)	学校教育課 こどもプラザ
60	○ファミリー・サポート・センター事業の実施 (地域の子育てを支援するために、「子育ての手助けを希望する人(利用会員)」と「子育ての手助けができる人(協会会員)」が相互援助を行う。)	こども福祉課
61	○地域(地区)における子育て支援体制の確立 (地区マミィ育成支援・地区フェスティバルの開催支援 等)	こどもプラザ
62	○みらいえ地域子育て事業の支援 ・みらいえでの学習支援、遊びのサポート ・夏休みの宿題をやっつけよう(学習、絵画、読書感想文・工作)	こどもプラザ
63	○子育て支援者研修会の実施 ・子育て支援に役立つ情報や技術の習得の場の提供 ・地域の子育て力の向上を図る講座の実施 ・祖父母世代を対象とした地域の子育て支援講座の実施	こどもプラザ
64	○NPO法人等子育て支援団体や子育てボランティアサークルへの支援	こどもプラザ
65	○図書館ボランティアなどとの連携による図書館事業 (読み聞かせ等)	図書館
66	○放課後こども教室の実施(いけばな教室、茶道教室 等)	生涯学習課
67	○外国につながる子どもの家庭が安心して子育て・子育てができるサポート体制確立の推進(通訳ボランティアの活用 等)	秘書広報課 学校教育課

基本施策4 子どもの安全と安心の確保

【 方向性 】

- 子どもが安全で安心して暮らすことができるよう、道路環境や公園遊具等の整備、施設のバリアフリー化等に取り組みます。
- 交通事故や犯罪、災害などから子どもを守るため、関係機関と連携した啓発、訓練、交通安全指導を行うとともに地域における登下校時などの見守り体制を充実します。
- インターネット等の安全で安心な利用を促進するため、ICT機器の適正な利用を指導し、啓発します。

【 取組等 】

No.	主な取組・事業	所管課
68	○地域による公園美化・環境整備体制づくり	まちづくり課 施設管理課
69	○妊婦や乳幼児を同伴する保護者に配慮したユニバーサルデザインの推進	関係各課
70	○交通安全教育の推進 (交通ルールや自転車通行マナー等の指導 等) ○防犯教育の推進 (不審者対策等防犯訓練や防犯ブザーの有効性等の周知 等) ○防災教育の推進 (災害に関する授業、防災訓練の実施 等)	防災安全課 学校教育課 幼保連携課
71	○交通環境の整備 (通園通学路の交通安全対策の推進、交通安全施設の整備、通学路交通安全プログラムに基づく路肩のカラー化等の実施)	工務課 防災安全課 学校教育課 幼保連携課
72	○子どもを交通事故や災害、犯罪から守る取組の推進 ・防犯グループや青少年健全育成ボランティア「西脇ハーティネス・メンバーズ運動」等による登下校や地域の見守り ・市内巡回補導、学校園や警察との情報共有、各種訓練、不審者情報の提供、防犯グループ等の活動支援 ・防犯カメラ設置支援、防犯灯設備の設置・更新の推進 ・学校園における防災・防犯対策(職員非常時対応訓練 等)	防災安全課 青少年センター 学校教育課 幼保連携課 施設管理課
73	○事業者や各種団体による見守りの推進 (あんしんはーとねっと事業 等)	こども福祉課
74	○情報モラルに関する講演会の実施等による情報教育の推進 ・子どもたちによるインターネット・スマートフォンの適切な利用に関するルールづくりの推進	青少年センター 学校教育課
75	○心の問題に対する電話相談(22-8080)などの相談体制の充実	青少年センター
76	○有害物質(アルコール・たばこ・薬物等)についての指導・啓発	青少年センター

基本目標Ⅳ 仕事と子育てを両立できる環境づくり

基本施策1 仕事と子育てが両立できる就労環境の整備 ●●●●●●●●

【方向性】

- ・働く保護者が安心して子どもを産み育てることができるよう、育児休業制度や子の看護休暇制度の活用促進、労働時間短縮の啓発等、仕事と子育てを両立できる就労環境の整備を促進します。
- ・出産後でも女性が働き続けることができるよう、幅広い就労支援に取り組みます。

【取組等】

No.	主な取組・事業	所管課
77	○子育てがしやすい仕組み・制度の啓発 (商工会議所などを通じた事業者への周知 等)	商工観光課
78	○市民に向けた育児休業制度等諸制度の情報提供	男女共同参画センター
79	○女性のための就労・起業セミナーや再就業に向けた相談支援の実施	男女共同参画センター
80	○雇用情報の提供	商工観光課
81	○職業能力の向上に向けた事業促進 (北はりま職業訓練センターにおける各種職業訓練事業の実施 等)	商工観光課

基本施策2 仕事と家庭生活の調和の実現に向けた啓発

【 方向性 】

- ・家庭生活との調和のとれた働き方（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、それぞれの働き方や家庭での生活について見直す機会を設けるとともに、男女が互いを尊重し高め合いながら、仕事・家事・子育てに取り組めるよう、広報や各種講座などでの啓発を行います。

【 取組等 】

No.	主な取組・事業	所管課
82	○男女共同による子育てを推進するための広報・啓発活動、各種教育、学習機会の充実	男女共同参画センター
83	○男性の家事・育児の参画を促進する事業の実施 (父子手帳の配付、パパサークルの活動支援 等)	男女共同参画センター こどもプラザ こども福祉課 健康課
84	○ワーク・ライフ・バランス等の啓発セミナーの実施	男女共同参画センター

基本施策3 仕事と子育てが両立できる保育の提供の充実

【 方向性 】

- ・働く保護者が、仕事と子育てを両立できるよう、多様で良質な保育サービスの充実を図ります。

【 取組等 】

No.	主な取組・事業	所管課
85	○延長保育、病児保育、障害児保育、休日保育、一時預かり保育の実施支援	幼保連携課
86	○待機児童の解消（認定こども園等、放課後児童クラブ）	幼保連携課 学校教育課
87	○放課後児童クラブ、障害児学童保育（特別支援学校に通学する児童生徒を対象とした学童保育）の運営	学校教育課 社会福祉課
88	○ファミリー・サポート・センター事業の実施 (地域の子育てを支援するために、「子育ての手助けを希望する人(利用会員)」と「子育ての手助けができる人(協会会員)」が相互援助を行う。)	こども福祉課

基本目標Ⅴ 子どもを守る仕組みづくり

基本施策1 児童虐待防止対策の推進・・・・・・・・

【方向性】

- ・児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、家庭児童相談員等の資質の向上を図るとともに、警察や医療機関などの関係機関が連携を深め、未然防止や早期発見・早期対応に取り組みます。

【取組等】

No.	主な取組・事業	所管課
89	○要保護児童対策地域協議会の運営、調整担当者の設置	こども福祉課
90	○家庭児童相談員等による相談支援	こども福祉課
91	○子ども家庭総合支援拠点の運営 (子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点)	こども福祉課
92	○子育てコンシェルジュや保健師による妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援	こども福祉課 健康課
93	○民生委員・児童委員による虐待防止・対応への支援	社会福祉課
94	○児童虐待防止に関する啓発	こども福祉課
95	○子どものSOSを受けとめる意思表示カード(仮称)の制作・活用、 「いじめ・虐待見逃し0週間」の制定	学校教育課 青少年センター

基本施策2 いじめ防止対策の推進・・・・・・・・

【 方向性 】

- いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を進めるとともに、保護者などにいじめの実態や指導方針などの情報を提供します。
- 児童生徒を取り巻く様々な問題の解決と心のケアを図るため、スクールカウンセラーなどによる相談体制を強化します。

【 取組等 】

No.	主な取組・事業	所管課
96	○いじめ問題等対策委員会の設置・運営	学校教育課
97	○道徳教育、人権教育等の推進	学校教育課 人権教育課
98	○教職員、保護者等研修会の実施	学校教育課
99	○「いじめ防止基本方針」に基づく情報把握・対応の実施といじめ未然防止のための取組の推進	学校教育課 青少年センター
100	○教育カウンセリング事業の充実 (スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー配置 等)	学校教育課
101	○適応指導教室「はればれ教室」の実施	青少年センター
102	○こどものSOSを受けとめる意思表示カード(仮称)の制作・活用 「いじめ・虐待見逃し0週間」の制定	学校教育課 青少年センター

基本施策3 発達に支援が必要な子どもを対象とした施策の推進・・・

【 方向性 】

- ・関係機関等と密接に連携しながら、発達に支援が必要な子どもの早期発見・早期支援に努め、適切かつ効果的な支援につなげます。
- ・支援が必要な子どもが、生涯を見通した切れ目のない一貫した支援を受けられるよう、ワンストップ型の相談・支援体制を構築します。

【 取組等 】

No.	主な取組・事業	所管課
103	○相談支援体制の充実 ・発達に関する相談（乳幼児発達相談の実施 等） ・育児や発達に不安をもつ人を対象とした相談（あそびの教室、こころの相談の実施 等） ・発達障害のある子どもに関する相談（教育内容・方法の改善 等） ・障害のある子どもに関する相談（障害者相談支援事業所との連携）	健康課 こども福祉課 社会福祉課 学校教育課 青少年センター
104	○障害児保育、特別支援教育の充実	幼保連携課 学校教育課
105	○就学前から小中高校まで、支援が必要な子どもへの一貫した切れ目のない支援の実施（サポートファイル事業 等）	健康課 こども福祉課 学校教育課 幼保連携課
106	○障害児学童保育（特別支援学校に通学する児童生徒を対象とした学童保育）の運営	社会福祉課
107	○就園・就学指導の実施（教育支援委員会 等）	学校教育課 こども福祉課 幼保連携課
108	○療育支援事業の実施 （なかよし親子教室、ペアレント・トレーニング、巡回訪問による指導 等）	こども福祉課
109	○障害児福祉サービスの充実 （児童発達支援・放課後等デイサービス 等）	社会福祉課
110	○児童福祉法による障害児通所サービスの無償化 （児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援）	社会福祉課
111	○福祉手当等の支給や医療費の助成 （特別児童扶養手当や障害児福祉手当、自立支援医療費（育成医療）の支給、重度障害者医療費の助成 等）	こども福祉課 社会福祉課 保険医療課
112	○障害のある子どもの社会参加の促進（障害児ふれあい交流事業 等）	社会福祉課 学校教育課
113	○発達に支援が必要な親子の活動支援 （子育てに係る情報提供、保護者同士の交流、親子クッキング教室 等）	こどもプラザ
114	○発達サポートセンター（仮称）の設置 ・発達に支援が必要な子どもが、障害を見通した切れ目のない一貫した支援を受けられるようにする相談・支援窓口一元化	こども福祉課 社会福祉課 健康課 学校教育課 幼保連携課

基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実・・・・・・・・

【 方向性 】

- ・母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の生活基盤の安定等と自立を支援するため、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

【 取組等 】

No.	主な取組・事業	所管課
115	○相談支援（母子・父子自立支援員の配置） ・ひとり親家庭が抱える様々な悩みに対する適切な指導・助言	こども福祉課
116	○就業支援 ・看護師等の資格取得への支援（高等職業訓練促進給付金事業） ・職業訓練等の支援（自立支援教育訓練給付金事業） ・学び直しの支援（高等学校卒業程度認定試験合格支援事業） ・ハローワークにおける職業紹介 等	こども福祉課
117	○経済的支援 （児童扶養手当の支給、母子家庭等医療費の給付、母子父子寡婦福祉資金貸付金等の経済的負担の軽減）	こども福祉課 保険医療課

基本施策5 経済的困難を抱える家庭への支援・・・・・・・・

子どもの貧困対策推進計画

■ 計画策定の背景

国では、平成26（2014）年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、平成26（2014）年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。

この大綱では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目指しています。

また、令和元（2019）年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、子どもの貧困対策は、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、子どもの貧困対策を「子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」推進すること等が目的に追加されたほか、基本理念の見直し、「子供の貧困対策に関する大綱」に関する規定の改正、市町村における子どもの貧困対策についての計画策定について努力義務の明記、個別施策に関する規定の改正等がなされました。

平成28（2016）年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、全国の子どもの貧困率は平成27（2015）年で13.9%と、7人に1人が貧困状態であるという深刻な状況となっています。とりわけ、ひとり親家庭の子どもの貧困率については50.8%に達し、まさに2人に1人が貧困状態であるという、国際的に見ても日本の子どもの貧困率は非常に高く、大きな社会問題となっています。

本市においても、本計画策定に係るアンケート調査を小学生以下の子育て中の家庭を対象に実施したところ、食費の工面に困ったことがある家庭が就学前で11.9%、小学生で14.0%、公共料金の支払に困ったことがある家庭が、就学前で3.5%、小学生で4.8%となっています。

また、低所得者^{*1}に該当する家庭が就学前で3.0%、小学生で2.6%、所有物が欠如している家庭^{*2}が就学前で7.9%、小学生で4.9%となっており、両者に該当する生活困難層は就学前で10.3%、小学生で7.0%となっています。生活困難層においては、該当しない層に比べ、健康状態が良好とはいえない傾向もみられるなど子育て家庭における困窮状況についての一定の傾向が明らかになり、今後は、これらの支援が必要な子どもやその家庭に対し、健やかに成長することのできる環境づくりや支援が必要となります。

したがって、子どもの貧困対策という視点から体系的に施策を取りまとめることにより、今後子どもが健やかに安心して成長できるための施策を推進する観点から、本計画の策定と併せて、「子どもの貧困対策推進計画」として位置付け策定しました。

※1 アンケート調査において、小学校入学までの子ども、小学生保護者の等価世帯所得^{***}が平成28（2016）年度国民生活基礎調査から算出した基準未満^{****}と回答した家庭

※※ 世帯所得（公的年金などを含む。）を世帯人数の平方根で割って調整した所得

※※※ 平成28（2016）年度国民生活基礎調査の世帯所得の中央値を平均世帯所得の平方根で除した値の50%である122万円未満

※2 次の所有物11項目中、3つ以上「持っていない（経済的にできない）」と回答した家庭

（①絵本、図鑑などの本（マンガを除く。） ②子ども部屋（兄弟姉妹と一緒に使っている場合も含む。） ③子ども専用の勉強机 ④おもちゃ ⑤スポーツ用品（サッカーボール等） ⑥自転車・三輪車 ⑦ゲーム機 ⑧インターネットにつながるパソコン（家族共有を含む。） ⑨携帯電話（スマートフォンを含む。） ⑩タブレット ⑪文具）

【 方向性 】

- 全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策の重点施策である「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」について、関係課・関係機関・地域等による連携協力によって総合的に施策を推進します。
- 子どもの生活や成長を権利として保障する観点から、子どもの成長段階に応じて切れ目のない施策を実施する必要があります。基本的な生活習慣を身に付け、自己肯定感を育むことで、将来の自立に向けた健全な成長を促します。また、一人ひとりの子どもが能力や可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう、家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもが質の高い教育を受けることができる環境づくりに取り組みます。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制を充実し、生活や就労など早期支援へつなげるとともに、困難や悩みを抱える保護者の早期把握に努めます。
- 安定して自立した生活を確保する観点から、就労支援や、経済的負担の軽減により、生活の基盤の下支えをすることで、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保するなど、安定した子育てができるより良い家庭環境づくりに取り組みます。

【 取組等 】

No.	主な取組・事業	所管課
【教育の支援】		
118	○幼児教育・保育に係る無償化等の経済的負担の軽減及び幼児教育・保育の質の向上	幼保連携課
119	○スクールソーシャルワーカー配置による学校と福祉部門との連携	学校教育課 こども福祉課
120	○教育カウンセリング事業の充実 (スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー配置 等)	学校教育課
121	○就学援助事業等の実施	教育総務課
122	○奨学金の貸付	教育総務課
123	○地域における学習支援の実施	こどもプラザ 黒田庄隣保館
124	○生活保護制度による教育扶助・生業扶助(高等学校等就学費)	社会福祉課
【生活の安定に資するための支援】		
125	○子育てコンシェルジュによる各種手当や就学援助等の各種制度案内	こども福祉課
126	○妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援に伴う困窮家庭の早期把握、早期支援(子育て応援ステーション「はびいく」、子育て応援ライフプラン事業 等)	こども福祉課 健康課 こどもプラザ
127	○主任児童委員やスクールソーシャルワーカー等と連携した家庭児童相談事業の実施	こども福祉課 社会福祉課 学校教育課
128	○子どもの自立を支援する事業の実施(料理教室 等)	こども福祉課 健康課
【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】		
129	○ひとり親の就労支援 (高等職業訓練促進給付金事業、自立支援教育訓練給付金事業 等)	こども福祉課
130	○親の学びなおしの支援 (高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 等)	こども福祉課
131	○困窮度が高いふたり親の就労支援 (ハローワークの同行支援や就労後のフォローアップ等を行う就労自立促進支援事業 等)	社会福祉課
132	○生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施(自立相談支援事業 等)	社会福祉課
【経済的支援】		
133	○各種手当の支給や医療費の助成、貸付金等の経済的負担の軽減 (児童扶養手当等の支給、乳幼児等・こども医療費の助成、母子家庭等医療費の給付 等)	こども福祉課 保険医療課
134	○助産施設措置委託事業	こども福祉課

評価指標の設定

本計画の進捗把握・検証のため、基本目標ごとに評価指標を設定し、進捗管理を行います。

基本目標Ⅰ 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり

指標名		単位	基準点・期間	基準値	方向	目標値
相談相手・場所がないと回答する保護者の割合	就学前	%	H30.10	3.0	↓	2.4
	小学生	%	H30.10	5.6	↓	4.3
ライフプラン面談率	妊娠・出産時	%	H30年度	100	→	100
	1歳児	%	H30年度	79.5	↑	90
子ども多文化共生サポーター派遣者数÷日本語指導が必要な児童生徒数		%	H30年度	100	→	100

基本目標Ⅱ 子どもの社会参加の促進

指標名		単位	基準点・期間	基準値	方向	目標値
将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合	小6	%	H30年度	83%	↑	88%
	中3	%	H30年度	65%	↑	70%
「自分にはよいところがある」と思う児童生徒の割合	小6	%	H30年度	81%	↑	86%
	中3	%	H30年度	76%	↑	81%
「地域行事に参加した」児童生徒の割合	小6	%	H30年度	76%	↑	81%
	中3	%	H30年度	52%	↑	57%

基本目標Ⅲ 地域社会における子ども・子育て支援の充実

指標名	単位	基準点・期間	基準値	方向	目標値
西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例の認知度	%	—	—	↑	40
こどもプラザ利用者数	人	H30年度	121,203	→	120,000
地域の子どもに関する治安の悪化を感じる市民の割合	%	H30.10	22.0	↓	19
西脇市ハーティネス・メンバーズの見守り隊人数	人	30年度	271人	↑	300人

基本目標Ⅳ 仕事と子育てを両立できる環境づくり

指標名	単位	基準点・期間	基準値	方向	目標値	
育児休業を取得したと回答する保護者の割合	母親	%	H30.10	36.9	↑	40
	父親	%	H30.10	2.2	↑	4
認定こども園待機児童数	人	H31.4	0	→	0	
放課後児童クラブ待機児童数	人	R1.5	0	→	0	

基本目標Ⅴ 子どもを守る仕組みづくり

指標名	単位	基準点・期間	基準値	方向	目標値
対応した要支援家庭の割合	%	H30年度	100	→	100
いじめはいけないと思う児童生徒の割合	%	H30.10	93.8	↑	96.8
ひとり親家庭の親の正規雇用の割合	%	H30.8	41.7	↑	45
家計の状況について困っていると感じるひとり親家庭の割合	%	H30.8	13.9	↓	13



第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策、実施時期

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

この教育・保育の提供区域について、認定こども園等の整備や人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため、市全域を1つの区域と定めます。



2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27（2015）年から平成31（2019）年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、年々減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	225	232	221	210	201
1歳	242	227	235	223	212
2歳	264	239	224	232	220
3歳	296	266	241	226	234
4歳	310	286	258	234	220
5歳	306	322	299	269	244
6歳	313	296	312	289	260
7歳	304	313	296	312	289
8歳	340	312	322	304	320
9歳	345	332	304	314	297
10歳	335	349	335	307	317
11歳	367	338	352	338	309

※コーホート変化率法：同年又は同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

3 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを次のとおり見込み、確保策を定めました。

【 認定区分と提供施設 】

認定区分		提供施設
1号	3～5歳：教育のみを希望していて、保育の必要がない場合	認定こども園、幼稚園
2号	3～5歳：保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	認定こども園、保育所
3号	0～2歳：保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	認定こども園、保育所、地域型保育事業

【 令和2（2020）年度 】

単位：人

		令和2年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
児童数（推計）		912		225	506
量の見込み（A）		181	721	22	359
確保量					
特定教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所	264	691	64	327
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0
その他	新制度に移行しない幼稚園、幼稚園及び預かり保育等、企業主導型保育事業、認可外保育施設	9	30	7	32
確保量合計（B）		273	721	71	359
過不足（C）＝（B）－（A）		92	0	49	0

【 令和3（2021）年度 】

単位：人

		令和3年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
児童数（推計）		874		232	466
量の見込み（A）		164	701	23	330
確保量					
特定教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所	219	671	64	309
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0
その他	新制度に移行しない幼稚園、幼稚園及び預かり保育等、企業主導型保育事業、認可外保育施設	9	30	7	32
確保量合計（B）		228	701	71	341
過不足（C）＝（B）－（A）		64	0	48	11

【 令和4（2022）年度 】

単位：人

		令和4年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
児童数（推計）		798		221	459
量の見込み（A）		144	646	22	325
確保量					
特定教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所	169	641	64	309
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0
その他	新制度に移行しない幼稚園、幼稚園及び預かり保育等、企業主導型保育事業、認可外保育施設	9	30	7	32
確保量合計（B）		178	671	71	341
過不足（C）＝（B）－（A）		34	25	49	16

【 令和 5（2023）年度 】

単位：人

		令和 5 年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
児童数（推計）		729		210	455
量の見込み（A）		125	597	20	322
確保量					
特定教育 ・保育施設	認定こども園、 幼稚園、 保育所	119	641	64	309
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	0	0	0	0
その他	新制度に移行しない幼稚園、 幼稚園及び預かり保育等、 企業主導型保育事業、 認可外保育施設	9	30	7	32
確保量合計（B）		128	671	71	341
過不足（C）＝（B）－（A）		3	74	51	19

【 令和 6（2024）年度 】

単位：人

		令和 6 年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳
児童数（推計）		698		201	432
量の見込み（A）		119	572	20	306
確保量					
特定教育 ・保育施設	認定こども園、 幼稚園、 保育所	119	641	64	309
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	0	0	0	0
その他	新制度に移行しない幼稚園、 幼稚園及び預かり保育等、 企業主導型保育事業、 認可外保育施設	9	30	7	32
確保量合計（B）		128	671	71	341
過不足（C）＝（B）－（A）		9	99	51	35

【 今後の方向性 】

令和元（2019）年度現在、本市には幼保連携型認定こども園が8園と市立幼稚園が1園あります。

平成26（2014）年8月に策定した「西脇市就学前教育・保育の推進に関する基本方針」に基づき、西脇市の幼保一元化を進めています。少子化や就学前教育・保育の需要の多様化、保育所・幼稚園施設の老朽化などの課題に対応し、質の高い就学前教育・保育を保障することを目的としています。認定こども園は幼稚園機能と保育所機能の両方を併せ持つ施設です。地域における子育て支援機能も果たしています。市立幼稚園については、令和5（2023）年3月末に閉園する予定としています。

就学前教育・保育の充実を図るため、平成27（2015）年度から2年間をかけて「西脇市就学前教育・保育カリキュラム」を策定しました。カリキュラムに基づき、また各園がそれぞれの特徴を生かした教育課程を編成し、一人ひとりの子どもを大切にしたい質の高い教育・保育を推進しています。

令和元（2019）年度から「西脇市就学前教育・保育の質の向上推進委員会」を設置し、就学前教育推進事業を実施しています。この事業により、全ての園でカリキュラムに基づく就学前教育・保育が受けられるよう取組を進めています。

令和元（2019）年10月から3歳児から5歳児を主に就学前教育・保育の無償化が始まりました。これにより、保育需要が増加することが予想されます。しかし、子どもの人口は減少傾向にあります。需要と供給の調整を図りながら利用定員の弾力的運用を行うなど待機児童が発生しないよう取り組む必要があります。

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・・・・・・・・

【概要】

保護者の就労等により、昼間適切な保護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	544人	560人	557人	546人	523人
1年生	169人	160人	168人	156人	140人
2年生	144人	149人	141人	148人	137人
3年生	176人	162人	167人	157人	166人
4年生	35人	57人	52人	54人	51人
5年生	14人	23人	21人	22人	21人
6年生	6人	9人	8人	9人	8人
確保策（B）	544人	560人	557人	546人	523人
差引（B）－（A）	0人	0人	0人	0人	0人

【今後の方向性】

引き続き安心・安全な保育環境を確保できるよう整備するとともに、より効果的な運営手法を検討します。

(2) 延長保育事業

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日の利用時間以外において、認定こども園等において保育を実施する事業です。

市内認定こども園で、おおむね1歳児以上の在園児を対象に実施しており、月極利用やスポット利用などの種別があります。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	96人	91人	86人	81人	77人
確保策 (B)	96人	91人	86人	81人	77人
差引 (B) - (A)	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

保護者の就労状況等、各家庭の状況に合わせた支援ができるよう令和元(2019)年度現在、西脇こども園、どれみこども園、日野こども園の3か所で、保育標準時間の11時間を超える延長保育事業を実施しています。市内認定こども園8園の実施している保育短時間の8時間を超える延長保育事業と共に引き続き実施していきます。

(3) 一時預かり事業

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園等において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。また、認定こども園幼稚園部の延長保育もこの事業の中で実施します。

【 量の見込みと確保策 】

◎幼稚園型（認定こども園幼稚園部の在園児を対象とした延長保育）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	4,236人日	4,060人日	3,706人日	3,386人日	3,242人日
1号認定による利用	50人日	48人日	43人日	40人日	38人日
2号認定による利用	4,186人日	4,012人日	3,663人日	3,346人日	3,204人日
確保策（B）	4,236人日	4,060人日	3,706人日	3,386人日	3,242人日
差引（B）－（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

◎幼稚園型以外→一般型・余裕活用品

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	539人日	516人日	485人日	458人日	437人日
確保策（B）	539人日	516人日	485人日	458人日	437人日
一時預かり事業 （幼稚園型以外）	539人日	516人日	485人日	458人日	437人日
差引（B）－（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

家庭保育の子どもが一時的に家庭での保育ができないとき、一時預かり事業（一般型・余裕活用品）で預かりをしており、市内認定こども園8園で実施しています。

常時、受入れが可能な状況を目指していきます。

幼稚園型については、市内認定こども園全てにおいて、受入れ態勢が整っています。

(4) 病児保育事業

【 概要 】

病児及び病後児について、認定こども園に付設された専用スペース等において、看護師・保育教諭が一時的に保育する事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	445人日	429人日	413人日	395人日	379人日
確保策 (B)	445人日	429人日	413人日	395人日	379人日
差引 (B) - (A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

令和元（2019）年度現在、西脇こども園が小児科医院と連携して実施しています。現状の体制を維持し、実施していきます。

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）・・・・・・・・

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で一定期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	77人日	73人日	70人日	67人日	64人日
確保策（B）	77人日	73人日	70人日	67人日	64人日
差引（B）－（A）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

引き続き、事業の周知に努め、保護者のニーズに応じた支援を実施していきます。

また、児童虐待相談等を通じて、保護者の育児疲れや育児不安などの事由による活用なども支援していきます。

明石市などにある10か所の施設に委託しています。引き続き、委託指定施設を増やすなど、受入れ態勢を充実させます。

(6) ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と当該援助を行うことを希望する者(援助会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	350人	350人	350人	350人	350人
確保策(B)	350人	350人	350人	350人	350人
差引(B)-(A)	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

子育て支援サービスからファミリー・サポート・センター事業に移行します。

引き続き、事業の周知に努め、支援が必要な家庭に対して、子育てしやすい環境づくりを行います。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	12,540人日	11,974人日	11,665人日	11,408人日	10,859人日
確保策 (B)	12,540人日	11,974人日	11,665人日	11,408人日	10,859人日
か所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
差引 (B) - (A)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【 今後の方向性 】

こどもプラザやサテライトを中心に、保護者が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みが軽減できるよう、地域の子育てを支援します。

(8) 利用者支援事業

【 概要 】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

【 今後の方向性 】

子育て応援ステーション「はぴいく」やこどもプラザにおいて、保健師と子育てコンシェルジュが連携し、妊娠・出産・子育ての状況に応じて、きめ細かいサポートを行います。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

保健師、助産師等が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する悩みや不安の相談に応じます。母子の心身の状況や養育環境等把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービス提供につなげるなど子育てを支援します。

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	225人	232人	221人	210人	201人
確保策	225人	232人	221人	210人	201人

【 今後の方向性 】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、不安や悩み相談及び子育ての情報提供を行い、適切なサービスの提供につなげます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業・・・・・・・・

【概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。また、新制度未移行幼稚園について低所得世帯等への副食費の助成を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業・・・

・認定こども園特別支援教育・保育経費

【概要】

私立認定こども園幼稚園部に通園する特別な支援が必要な子どもを対象に、認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

(14) 外国につながる幼児への支援・配慮・・・・・・・・

【概要】

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、外国につながる幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し支援を行うとともに、事業者等へ円滑な受入れに配慮するよう求めています。



第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

- 本計画は、行政だけでなく、様々な関係機関によって推進します。家庭をはじめ、認定こども園や小中学校、地域、その他各種団体等との連携・協働により取り組んでいきます。
- この計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育、就労・雇用などの様々な施策分野にわたるため、庁内関係部局間の緊密な連携に努めることで、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

(2) 国・県との連携

- この計画に関わる施策は、国や県との連携を積極的に図りながら推進していくことが重要です。
- 市民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健・医療・福祉、教育を始め、様々な制度の改革と充実に努めるため、国や県に対して積極的に提言や要望を行っていきます。

2 計画の進捗管理

(1) 計画の評価・検証

- 各施策・事業においては、毎年、進捗状況及び目標値に対する実績値を把握し、評価・検証を行っていきます。
- 計画の進捗状況を踏まえて、さらに計画が推進されるよう【Plan（計画）→Do（実施・実行）→Check（評価・検証）→Action（改善）】のPDCAサイクルの構築に努めます。
- 計画の推進に当たっては、計画に即した事業がスムーズに実施されるよう、計画に基づく、各施策・事業の実施状況や進捗について評価・検証した結果を、西脇市子ども・子育て会議等において報告していきます。

(2) 計画の見直し・変更

- ・計画期間に計画の見直し・変更をしようとする場合は、子ども・子育て会議を開催し、委員の意見を聴きながら行います。

(3) 情報提供・周知

- ・広報紙やホームページなどの多様な媒体を活用し、この計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く市民に周知していきます。